

## 第1章 文化を高め知性とゆとりを育むまちづくり

### 第1節 新しい時代を担うひとづくり

#### 1 学校教育

##### 現状と課題

###### 《幼児教育》

幼児期における教育は豊かな情緒を育み、集団の中で社会性や創造性を培うなど生涯教育の原点として、重要な意義を持つものです。

本町では平成17年より幼稚園と保育所を区別することなく、お互いの良さを生かした保育内容の向上を図るため両施設を一元化し、より良い保育と教育を行うという考えから検討を進め、平成20年4月に幼保一元化による「土幌町認定こども園」を開園しています。

今後は、家庭との緊密な連携を図り、保護者が認定こども園とともに乳幼児を育てるという意識が高まるような支援と情報交換、また、子育て支援についての相談や情報提供など地域の幼児教育の中心的な役割を担うことが必要です。

###### 《義務教育（小中学校）》

小学校及び中学校の義務教育は「知」「徳」「体」の調和のとれた人間形成を行う大切な教育の時期です。本町は小学校8校と中学校1校の配置で、地域や関係機関との連携をはかりながら特色ある教育を進めていますが、次のような課題があります。

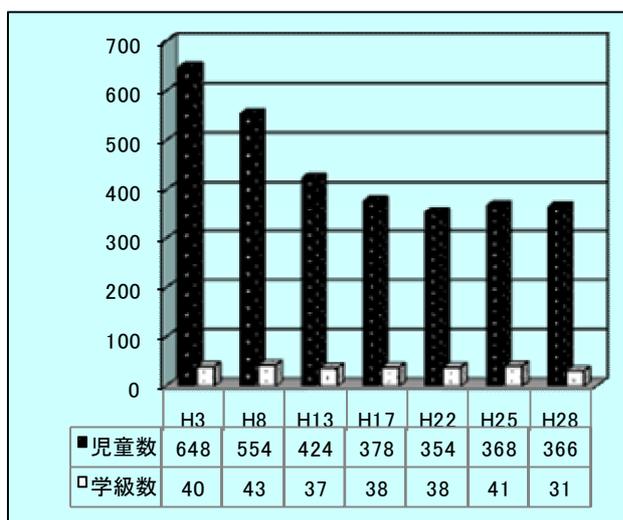
- ① 少子化による児童生徒の減少は、本町でも例外ではなく土幌小学校においても全学年が1クラスの学級編制となっており、小学校6年間に於いてクラス替えがない状況となるなど、学校運営上の問題も懸念され、小学校の適正規模、適正配置について、方向性を見出すため、地域住民の意向を踏まえた検討が必要とされます。
- ② 全国学力・学習状況調査等の結果から、町の学力向上に向けた具体的な取組が求められていますが、その施策の一つとして少人数学級の実現について、早急な検討が必要です。
- ③ 各学校にコンピュータ教室を設置し、インターネットの接続により子どもたちも身近にコンピュータに触れ学習する機会を得ているところですが、機器の更新や\*LAN整備(同一組織内で用いられる情報通信網)による普通教室でのコンピュータを利用した学習形態の一層の充実についての検討が必要です。
- ④ “心豊かな子ども” “郷土を愛する子ども” を育てていくための情操教育や郷土学習の充実をはかる必要があります。
- ⑤ 近年、学習障害(LD)・注意欠陥/多動性障害(ADHD)・高機能自閉症などの発達障害を含む障がいのある生徒の割合が高くなっており、自立した社会生活を営むためにも小中学校を通し、障がいのある児童生徒の必要とする支援に応じた\*特別支援教育の充実に努める必要があります。

##### ■LAN

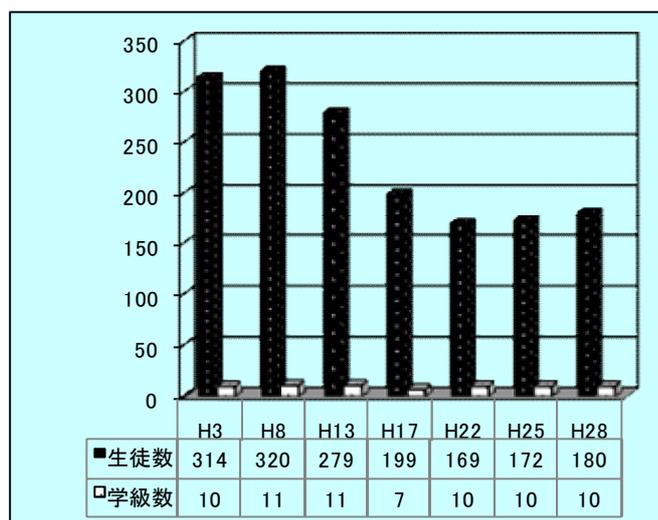
家庭内やビル内など敷地が限定された範囲で構築されているコンピューターネットワークのこと。

- ⑥ 「いじめ」「不登校」をなくすために、学校、家庭、地域が一体となって、子どもを育てる環境づくりを推進しなければなりません。さらに保健・福祉の関係機関や専門機関等との連携を強め、問題解決に取り組んでいくことが必要です。
- ⑦ 核家族化が進み、少子化の中、健やかな子どもの成長は、学校と家庭、地域の連携なしでは達成できるものではありません。学校教育・家庭教育の両輪による子育ての充実のためにも※学社融合によるバランスのとれた体制づくりの検討が必要です。
- ⑧ 健全な食生活を実践できる能力を身につけるため、栄養教諭などによる学校における食に関する指導の充実、地場産食材の一層の活用が求められています。
- ⑨ 児童生徒の安全確保に向けた、安全教育の推進に努めるとともに、学校・家庭・地域・行政等が連携を深め、地域ぐるみの安全管理体制の徹底をはかることが求められています。

小学校児童数の推移



中学校生徒数の推移



資料：教育課

### ■学社融合

学校教育と社会教育、それぞれが持っている教育力の一部を重ね合わせながら行う教育活動。

## 基本方針

基礎基本を徹底し、確かな学力と豊かな心を育み、新しい時代を切りひらく児童生徒の育成に努めます。

## 主要施策

### 1) 幼児教育の充実

#### (1) 認定こども園による幼児教育の推進

- ・ 認定こども園の運営充実に努め、幼児教育を推進します。

### 2) 義務教育の充実

#### (1) 小学校の適正規模、適正配置の検討

- ・ 少子化に伴う小学校の適正規模、適正配置について検討をした上で、今後の方途をさぐります。  
の検討結果から今後の方向性を明確にします。

#### (2) 道徳教育の充実

- ・ 豊かな心を育むため、道徳教育の充実に努めます。

#### (3) 開かれた学校づくり

- ・ 学校外部評価制度と学校評議員制度の充実をはかります。

#### (4) 特別支援教育の充実

- ・ 学校教育現場での発達障がい児童生徒への支援の充実をはかります。

#### (5)\*食育の推進

- ・ 安全な給食を提供するため地場農産物の活用に努めます。
- ・ 食の大切さに対する理解を深めるための教育を推進します。

#### (6) 情報教育の充実

- ・ 校舎内LANの整備等を進め、情報教育の充実に努めます。

#### (7) 児童生徒の安全確保

- ・ 安全教育を推進し、児童生徒の安全確保に努めます。
- ・ 地域・関係機関などと連携し、児童生徒の安全管理体制構築に努めます。

#### (8) 少人数学級の実現

- ・ 少人数指導の指導体制を組み、学力向上に向けた取組を推進します。

## 2 高等学校教育

### 現状と課題

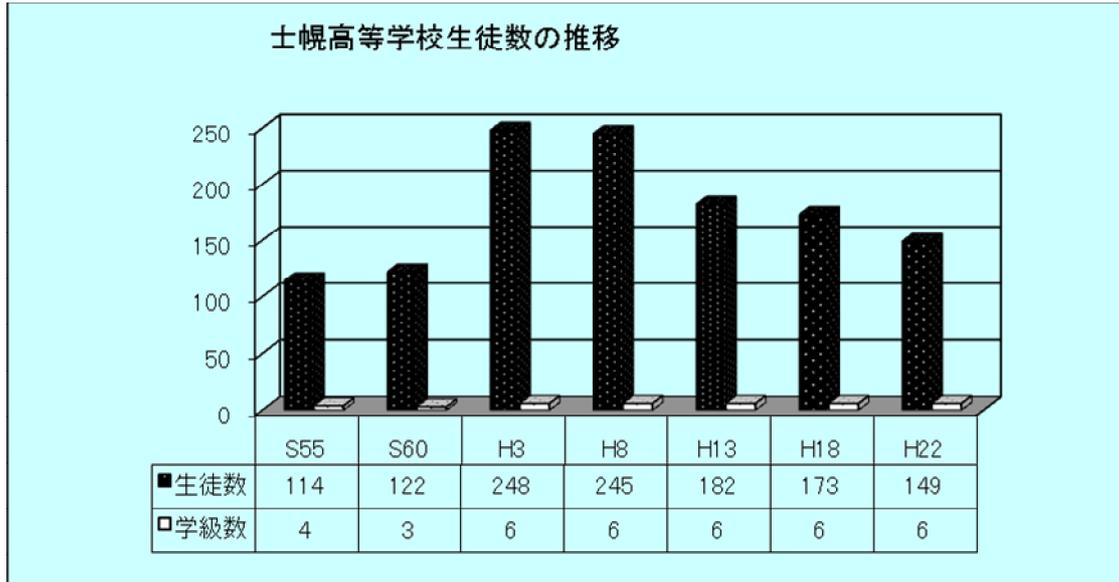
#### 《高等学校》

土幌高等学校は、平成13年4月にまとめ上げられた「建議書」を基に、農業科および生活科学科を、平成14年度入学生より\*アグリビジネス科および\*フードシステム科に学科転換を実施し、農業新時代に適応した農業教育を展開しています。

少子化傾向と中学卒業者の減少により生徒数は定員の約6割にとどまっており、生徒確保が課題となっていますが、今後も特色ある教育を実践する中で、広い視野に立った「新しい農業教育」の推進に努めます。

なお、時代に適応した「新しい農業教育」の具現化をはかるため次のような課題に取り組む必要があります。

- ① 社会や地域ニーズに対応した農業教育の推進
- ② 専門性と実践力をともなった人材育成の推進
- ③ 「土幌町食品加工研修センター」との連携による「農と食の教育」の推進
- ④ 生徒募集の体系化と通学バス、フレンドハウスの充実
- ⑤ 教育環境向上のための校舎改修等の推進
- ⑥ 校舎、施設設備の老朽化に対する更新



資料：土幌高等学校

### 基本方針

高等学校の創立趣旨を重視し、農業人としてまた食産業人として地域の期待に応えるため、地域社会に有為な人材育成をめざすとともに、地域と連携しながら開かれた学校をめざします。

### 主要施策

#### 1) 新しい農業教育の推進

##### (1) 生徒の進路に応じた実学を重視した専門教育

- ・教育計画、教育課程に基づく着実な教育活動の実践と充実をはかります。
- ・農業の重要性を学び、生きる力を育み、職業人としての総合的な実践力を身につける教育を推進します。

##### (2) 学校の特色を生かした調査研究及び交流

- ・食品加工研修センターを活用した「農と食の教育」を推進します。
- ・地域と連携した交流事業を推進します。
- ・英会話指導の推進と国際交流の充実に努めます。

##### (3) 生徒の確保

- ・学校訪問及び学校説明会の実施と情報提供に努めます。
- ・通学バス(自主バス)及びフレンドハウスの充実に努めます。

##### (4) 人材育成の推進

- ・大学進学希望者への支援（修学支援）を推進します。

## 第2節 ゆとりを育む地域づくり

### 1 社会教育

#### 現状と課題

##### 《社会教育》

本町の社会教育は少年から高齢者の各世代、領域ごとの課題に応じて、学習機会の提供を行っています。また、世代の枠を超えた異世代交流事業の実施など、町民のふれあいの場の提供も行っています。

今後においても、住民の幅広い学習活動の支援や自主的活動の啓発など、生涯学習の観点に立った社会教育を推進することが必要です。

##### 〈少年教育〉

青少年健全育成協議会やPTAと連携し、学校や家庭では得難い体験や学習の機会を提供しています。今後は、少子化に対応した全町的な視点、さらには広域的な視点による学習の提供が求められています。

また、地域子ども会やPTA事業、少年団活動、サタデイスクール事業などに多くの少年・少女が参加し活動していますが、家庭の事情などで参加できない子どもがいるのも事実であり、よりきめ細かい配慮をする必要があります。

##### 〈青年教育〉

連合青年団の活動をはじめ、リーダー養成をはかりながら指導援助をしています。連合青年団は積極的に社会参加やボランティア活動を実践し、地域づくりの一翼を担ってきました。

しかし、単位青年団の会員の減少により活動を休止している状況もあり、魅力ある青年活動が展開されるよう関係機関一丸となって支援する必要があります。今後は、働く青年層の社会的存在と業種の枠を越えた青年会の組織化を積極的に進め、育成に努めることが必要です。

##### 〈女性教育〉

男女共同参画推進条例が制定され、共同参画の意識づけと基本計画に沿った取り組みを推進することが求められています。

女性団体連絡協議会については、役員及び会員の高齢化が進み、団体運営において大きな課題となっており、今後は団体に対する理解を幅広く得るための取り組みが必要です。

##### 〈成人教育〉

社会の変化に対応した学習講座などを開催していますが、今後は能力開発学習や情報提供など個人の学習活動を支援する体制の整備に努める必要があります。

また、生活に根ざした学習課題や地域課題に即したリカレント教育（自己啓発や職業能力開発のための社会人の再教育）を推進する必要があります。

##### 〈高齢者教育〉

高齢者の社会活動の促進と生きがいのある生活観の確立を柱とした高齢者教育は、学習者のニーズに対応した内容で推進しています。

また、高齢者が主体的に参加できる学習環境の整備をはかるとともに、地域の文化活動、スポーツ活動、ボランティア活動、さらには世代間交流活動を通じて、豊かな人生経験を生かすための活動を奨励・援助する必要があります。

### 《図書館》

図書館は、変化の激しい時代に対応するための情報収集や豊かな心を育む機関として位置づけられてきましたが、生涯学習社会の中でますますその位置づけは重要視されています。

また、町民の出会いの場、憩いの場としての充実も求められています。

### 図書館の利用状況

年度	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
貸出利用人数(人)	9,600	9,676	9,500	8,902	8,879
貸出冊数(冊)	31,610	30,850	31,340	30,722	32,011
蔵書数(冊)	58,506	59,956	61,469	63,107	64,634

資料：したしみ図書館

### 《食品加工研修センター》

センター主催の町民向け研修講座を開設するとともに一般研修さらには、町内各小学校が創意工夫をはかりながら「ものづくり」や生産活動など体験的学習の一環とした「食の体験学習事業」とともに食農教育の場としてさらなる活用を推進することが必要です。

### 基本方針

生涯の各時期における発達課題の解決に向け、各種学習機会の提供と町民の自主的学習活動を支援し、家庭、学校、地域社会及び企業など、あらゆる教育機能を活用し生涯学習の観点に立った社会教育を推進します。

町民の自己学習の場として、さらに地域文化の創造と地域の発展に資するため、総合研修センターなどの機能の充実に努めます。

地場農畜産物を原料とした安心・安全な食品の開発、食と農に関する理解を深めるため農業者や地域住民・児童生徒などの研修を担う施設としてさらなる活用を促進します。

## 主要施策

### 1) 社会教育活動の充実

#### (1) 社会教育活動の推進

- ・各領域の発達課題と求めに応じた学習機会を提供します。
- ・社会教育活動に関する情報の提供に努めます。
- ・あらゆる教育機能を活用した学習活動を推進します。

### 2) 社会教育団体の育成

#### (1) 団体の育成・支援

- ・社会教育関係団体の育成援助と社会参加への奨励に努めます。
- ・社会教育関係サークルの育成援助に努めます。

### 3) 指導体制の充実

#### (1) 指導体制の整備・充実

- ・専門知識を有した職員による指導、相談体制の整備充実をはかります。
- ・町内有志指導者や外部指導者の発掘・養成に努めます。

### 4) 社会教育施設の整備と活用

#### (1) 社会教育の場の確保と活用

- ・総合研修センター及び町内の学習施設の有効活用に努めます。
- ・社会教育施設の適切な維持管理に努めます。

### 5) 図書館活動及び資料の充実

#### (1) 図書館機能の充実

- ・巡回図書などを通じて、遠隔地の学校など地域との連携に努めます。
- ・利用者の満足度を高めるため、管内・道内の図書館との連携を強化し、サービスの向上に努めます。

#### (2) 図書館資料の充実

- ・利用者のさまざまな年齢層や生活・文化志向に対応できる図書館資料の充実に努めます。

### 6) 食品加工研修センターの活用

#### (1) 研修施設としての有効な活用

- ・センター主催研修講座から自主研修グループの育成をめざします。
- ・町内小学校児童及び中学校生徒の体験的学習を継続します。
- ・土幌高等学校生徒の新製品の研究開発を推進します。

#### (2) 施設の管理・運営

- ・保健所許可施設のため衛生面についての適正な維持管理をします。

## 2 スポーツ

### 現状と課題

#### 《スポーツ》

スポーツは、人生をより豊かに充実したものとするとともに、人間の身体的・精神的な欲求にこたえる人類の文化のひとつです。運動をすることにより爽快感、達成感、仲間との連帯感など精神的充足や楽しさ、さらには、体力の向上や、生活習慣病の予防など、心身ともに健康で生活するうえで大きな役割を担っています。

町民のニーズに答えるためのスポーツ施設については、サッカーの出来る\*フィールド(広い競技場、競技を行う場所)などさらに整備が進み充実がはかられてきましたが、財政が厳しい状況の中、温水プールは建設を断念し、音更町温水プールの使用料を助成することで町民には好評を得ているところです。

また、少子高齢化社会が加速する中、高齢者は年齢、体力に応じたスポーツ愛好者が多くなってきている反面、青年層のスポーツは趣味の多様化など、愛好者は減っていることが危惧されます。

体育連盟やスポーツ少年団活動は各団体ごとに活発な活動が行われていますが、指導者の養成、確保が急がれています。

今後、町民一人一スポーツを目標に、いつでも誰でもスポーツのできる環境づくり、\*総合型地域スポーツクラブの設立に向けての検討が必要になります。

### 基本方針

町民が健康で潤いのある生活を送るために、いつでも、どこでも、だれもがスポーツに親しめる環境の整備を推進します。

各種スポーツ団体と連携をはかり、生涯スポーツ社会の実現に向けた総合型地域スポーツクラブの設立について検討を進めます。

### 主要施策

#### 1) 生涯スポーツの推進

##### (1) 健康・体力づくりの啓発・普及

- ・各種スポーツ教室や大会などを開催し、スポーツ活動への関心を高めるとともに、参加を促進します。
- ・町民一人一人が健康づくり、体力づくりをめざして、何らかのスポーツを実践する「町民一人一スポーツ」運動を推進します。

##### (2) 指導体制の強化と団体育成

- ・体育指導委員をはじめ各種指導者の育成、確保をはかり、スポーツ指導体制を充実します。
- ・体育団体、スポーツ少年団組織を強化するとともに、スポーツグループの育成に努め、団体活動の活性化をはかります。
- ・文部科学省の推進している総合型地域スポーツクラブについて、スポーツ団体や少年団組織など広く町民に啓蒙し、クラブの必要性を含めて積極的な活動を推進します。

#### 2) スポーツ施設の充実

##### (1) スポーツ施設の整備・充実

- ・スポーツ施設のより良い環境を維持するための施設整備に努めます。
- ・学校体育施設の適正な開放を行い、効率的かつ有効な利用促進に努めます。

### 第3節 文化のかおるまちづくり

#### 1 地域文化

##### 現状と課題

###### 《地域文化》

文化活動は文化協会を中心としてそれぞれのサークル活動を展開していますが、会員の高齢化が進み、役員を選出などが近年の大きな課題となっている状況にあります。しかし、多種にわたり活動している町民も多く、その人達がサークルを組織して活動を広げ、さらに文化協会を中心に多くの仲間が結集し、力を合わせて郷土の文化発展に寄与します。

郷土芸能として土幌高原太鼓愛好会が活動しています。しかし、和太鼓少年団は団員不足により解散し現在は土幌高原太鼓愛好会の中で活動を継続しています。今後は郷土芸能として活動が継続できるような後継者の育成などを積極的に検討する必要があります。

土幌町発祥の地記念公園(美濃の家・伝統農業保存伝承館)の利用率が低い状況にあり、今後の活用方法について町民を交えて検討する必要があります。

##### 基本方針

肥沃な土壌があらゆる作物の成長を促すように、豊かな人間性は、社会における人々の活動の基礎となって豊穡な文化という稔りをもたらします。一方文化は、土壌中の有機質が物質と物質をつなぐように、人と人とを結びつけ豊かな人間性を育み人々の活動や社会発展の基礎となります。

この理念のもとに、地域文化の振興にむけた自主的な活動を促進し、地域に根ざした文化の発展をめざします。文化財を保存し、後世に伝えるとともに、その教育的活用に努めます。

##### 主要施策

###### 1) 文化財・郷土文化の保存・活用

###### (1) 文化財・郷土文化の保護・保存・活用

- ・土幌町発祥の地記念公園(美濃の家、伝統農業保存伝承館)の保存・活用のための検討を行います。
- ・\*埋蔵文化財包蔵地の土木工事などによる破壊を防ぐため、開発事業者との事前協議を推進します。

###### (2) 芸術文化活動の振興

- ・芸術文化団体の活動に対する援助・育成をはかります。
- ・芸術文化鑑賞機会の充実をはかります。

## 2 地域間交流

### 現状と課題

#### 《地域間交流》

情報化社会といわれる中で、他地域との交流により地域を活性化しようとする取り組みが盛んになっており、交流人口の拡大が地域活性化を促進している事例が多くなっています。

土幌町においても、開拓の歴史からゆかりの深い美濃市とは平成6年に姉妹都市の締結を行い、子どもの相互訪問など幅広い交流が展開されています。

本町の応援団ともいえる「ふるさと会」は、札幌に設立されており、希望者への広報の配付をはじめ、ふるさと訪問や、総会には町関係者が出席し交流を深めています。しかし、日常的な会員との接点が少ないことから、本町の応援団として活躍できる場の提供が必要です。

近年は、農村生活体験として\*ファームステイ(農家に寄宿させて農業を体験させる試み)や\*ファームイン(農場、牧場に数日間宿泊し、農場生活を体験する民宿の一種)を希望する都市住民も増え、十勝管内でも新しい観光や農家の\*サイドビジネス(副業)として取り組まれています。

今後、都市と農村の交流を展開し、開かれた農村づくりや地域の活性化へと結びつけていく必要があります。

### 基本方針

さまざまな地域との交流・連携による広域交流ネットワークを形成し、地域の発展をめざします。

### 主要施策

#### 1) 交流活動の推進

##### (1) ふるさと会との交流連携

- ・ふるさと会との交流を推進し、本町の応援団として連携を深めます。

##### (2) 姉妹都市「美濃市」との交流

- ・行政・民間レベルでの交流の拡充をはかります。
- ・土幌・美濃市民間交流促進事業助成金を創設し交流の促進に努めます。
- ・児童の相互交流を推進します。

##### (3) 広域交流ネットワークの形成

- ・各小学校の交流や団体による交流に対し支援します。

### 3 国際化

#### 現状と課題

##### 《国際化》

情報通信や交通手段の発達により、あらゆる分野でのグローバル化（世界的な、地球規模の）が進んでおり、このような動きに適切に対応して世界に開かれた魅力あるまちづくりを進めることが必要となっています。

土幌町では昭和 40 年代より農業振興基金運用事業や就労者、商工後継者研修事業として視察研修の国際交流事業を展開してきたほか、平成 2 年より教育委員会に外国語指導助手を配置するとともに、土幌高校の文化交流事業が進められてきましたが、現在は農業、教育分野での交流事業が中心となっていることから地域全体の国際化がはかられるような取り組みが求められています。

#### 基本方針

国際感覚をもった人材育成と地域の国際化を推進し、国際社会に対応できる魅力ある地域をめざします。

#### 主要施策

##### 1) 国際理解の充実

###### (1) 外国語指導助手の招へい

- ・ 外国語指導助手の招へいの継続により、国際感覚の醸成と国際理解の充実をはかります。

###### (2) 国際交流の推進

- ・ 基金などの活用による海外調査、研修派遣支援を進めます。
- ・ 海外との文化交流や姉妹都市化の推進

## 第2章 健康でだれもが暮らしやすいまちづくり

### 第1節 みんなで支えあう福祉のまちづくり

#### 1 地域福祉

##### 現状と課題

###### 《地域福祉》

かつての伝統的な家庭や地域の助け合いの仕組みは弱体化、地域住民相互のつながりの希薄化、少子高齢化の進行などにより、高齢者・障がい者など生活上の支援を必要とする人は増加しています。

これからの社会福祉は、行政だけではなくすべての住民や地域全体で、複雑・多様化するさまざまな課題に取り組んでいくために、「町づくり総合計画」の基本構想に沿い、平成18年度～22年度（5カ年）「地域福祉計画」を策定し、社会福祉協議会の「地域福祉実践計画」とともに遂行してきました。平成22年度には、前計画を検証し、新たな「地域福祉計画」を策定し「誰もが住み慣れた地域で安心して住み続けることができるまちづくり」を目指します。

また、独居高齢者を対象としていた「独居高齢者等福祉相談及び安否確認並びに状況調査事業」を、平成22年度から高齢者夫婦世帯、障がい者等災害時要援護者にも対象を拡充し、「土幌町安心安全地域づくり事業」として、緊急時に備えた町安心安全福祉台帳作成と独居高齢者等の安否確認を行っています。

##### 基本方針

地域において住民が地域社会の構成員として日常生活を営み、あらゆる活動に参加することができるよう、社会の新しいつながりを構築し、よりよい暮らしづくりを实践するため「人権の尊重」、※「ノーマライゼーション社会の実現」等の視点を持ち地域社会を創造することを目指します。

##### 主要施策

###### 1) 地域福祉活動の支援・推進

###### (1) 地域福祉計画の推進

- ・地域福祉計画に基づく事業の推進に努めます。

###### (2) 地域福祉活動を推進している社会福祉協議会の支援

- ・ボランティア活動の支援を行います。
- ・地域福祉ネットワーク活動を支援します。

###### (3) 民生児童委員協議会の支援

- ・相談体制の充実に努めます。

#### ■ノーマライゼーション

障害者と健常者の区別なく社会生活を共にするのが正常であり望ましい姿との考え

(4)災害時要援護者の安否確認、状況調査(福祉ニーズ把握等)事業の実施

- ・要援護者の把握と台帳を整備し、独居高齢世帯、高齢者夫婦世帯、障がい者等への対象拡充をはかります。
- ・住民参加による地域社会を基盤とした安否確認・見守りネットワークづくりなどの活動を推進します。

## 2 高齢者福祉

### 現状と課題

#### 《高齢者福祉》

土幌町では、平成20年度に高齢化率が26%を超えました。

地域で自立した生活を支援するために、食事を提供する配食サービス、軽度生活支援として訪問サービス、機能回復支援として生きいき通所サービス、家族等の外出などに対応する短期入所サービスなどを実施しています。

就労支援として高齢者生きがい事業団への支援、交流促進として老人クラブ活動への支援、閉じこもり対策として地域を主体とした\*ふれあいサロン活動への支援を進めています。

今後、高齢化は、ますます進むことが予想され、福祉行政の役割はきわめて重要となっており、加えて生活の拠点である地域に根ざした助け合い、生活者としてそれぞれの地域で誰もがその人らしい安心で充実した生活を送れるよう地域社会を基盤とした地域福祉の推進に努める必要があります。

土幌町の平均寿命

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
男性(歳)	76,0	76,3	77.8	78.5
女性(歳)	82.4	83.9	85.2	86.6

資料：厚生労働省「市区町村別生命表」

### 基本方針

住民参加による在宅福祉を推進するとともに、自助(共助)活動や生きがい就労活動への支援に努めます。

健康づくり、介護予防・生活支援事業の推進をはかります。

## 主要施策

### 1) 高齢者福祉の充実

#### (1) 老人クラブ活動、ふれあいいきいきサロン活動への支援

- ・ 高齢者の生きがい・自助活動として、老人クラブの活動を支援します。
- ・ 地域住民によるふれあいいきいきサロン活動を支援します。

#### (2) 高齢者生きがい事業団への支援

- ・ 高齢者の生きがい就労活動を支援します。

#### (3) 介護予防・在宅介護支援の推進

- ・ 将来の要介護者等増加を見込んだ介護サービスの基盤整備を図ります。
- ・ 介護サービスの質の向上をはかります。
- ・ 介護予防事業を推進（高齢者筋力向上トレーニング事業の推進等）します。
- ・ 認知症高齢者のサービス事業を拡充します。
- ・ 公正・平等な要介護認定調査を行います。
- ・ 介護保険制度の周知及び事業者情報の収集に努めます。
- ・ 相談支援体制の充実をはかります。
- ・ 専門職とのネットワークづくりによる在宅ケア活動を推進します。
- ・ 地域包括支援センターの機能の充実をはかります。
- ・ 地域支援事業及び予防給付事業の推進に努めます。
- ・ 介護予防プランの作成とプランの充実をはかります。
- ・ 生活等に不安な高齢者が、安心して生活できるよう、支援を行います。また、シルバーハウスなど居住施設の整備を検討します。

#### (4) 介護事業サービスの質的な向上

- ・ 居宅介護支援事業における在宅支援の推進をはかります。
- ・ 短期入所生活介護（ショートステイ）の要望が高まっている中でより高品質のサービス提供をめざします。
- ・ 特別養護老人ホームの介護体制の充実をはかるとともに関係機関と連携をはかり、利用者・町民から信頼される老人福祉施設をめざします。
- ・ 町立国保病院における訪問看護の推進に努めます。
- ・ 住み慣れた地域での生活支援のできる地域密着型サービス事業の基盤整備の検討を進めます。
- ・ 小規模多機能事業所の施設整備及び運営の推進

### 3 障がい者福祉

#### 現状と課題

##### 《障がい者福祉》

平成15年度に、身体障がい者（児）及び知的障がい者（児）の福祉サービスについては、行政がサービスの内容や事業者を決定する「措置費制度」から、利用者の立場に立った新しい仕組み「支援費制度」に移行されました。さらに平成18年度からは、「障害者自立支援法」が新たに施行され、精神障がい者（児）がサービス対象として組み込まれました。この制度は、利用者である障がいのある人が、事業者と対等な関係に基づき自らサービス提供者を自由に選択し契約をすることによってサービスを利用することになり、以前の制度と比べて、より利用者が主体的に福祉に関わっていくことができるようになりました。

また、全国一律に提供される「自立支援給付」とは別に、障がいのある人たちがより主体的に地域で生活ができるように、市町村が地域の実情に応じて、必要とされる事業を柔軟に取り組む「地域生活支援事業」が創設されました。町でも、日中の居場所の確保を目的に、平成19年度、障がい児等を放課後等に一時的に預かり、見守りながら活動を支える日中一時支援事業所を開設、平成22年度には、障がい者等が創作活動や生活訓練及び就労訓練などの活動ができる地域活動支援センターを開設しました。そのほかにも、移動支援事業や訪問入浴サービス事業などを実施してきました。

今後の課題としては、居住場所の確保として、平成23年度に整備予定の混合型グループホーム(障がい者・高齢者)の利用状況を見極めながら、どのような居住が望ましいか検討が必要になります。

また、福祉村エリアでの障がい施設の集約による保健医療福祉サービス及び地域・異世代交流等の検討、土幌町社会福祉協議会、NPO法人土幌町障がい者支援の会や手をつなぐ親の会などの関係機関とより連携を深め、障がい者等が困ったときに、気軽に相談できる環境の整備、支援体制の充実を図り、当事者の参加はもとより、行政、関係機関やボランティア団体及び地域住民が、ノーマライゼーションの理念の基、誰もが安心して生活できる地域社会づくりのため、ともに支え合う意識づくりが課題となります。

## 基本方針

障がい者(児)の自立をサポートし、当事者参加の地域支援を推進するとともに、発達障がい者(児)の相談・支援体制の充実をはかります。

## 主要施策

### 1) 障がい者(児)の相談・支援の充実

#### (1) 障がい者(児)が主体的に生活するための支援事業

- ・ 日中の活動や家族支援のための施設の充実を図り、当事者と家族の支援を推進します。
- ・ 自立をサポートする体制の整備を推進するため、行政、関係機関、ボランティア団体、NPO 団体などとの連携をはかります。
- ・ 当事者の社会参加を促進します。
- ・ 障がい者(児)の施設整備を継続して推進します。
- ・ 地域住民や関わりのある人等に、障がいのある人や制度及び事業等をより理解されるための啓蒙活動に努めます。

#### (2) 障がい者(児)が主体的に生活するための相談・支援体制

- ・ 複雑、多様化した諸制度を、利用者等にわかりやすく情報提供及び利用促進を図ります。
- ・ 関係機関等と連携して、利用者等が相談しやすい支援体制を充実します。

#### (3) 地域との交流施設整備の検討

- ・ 地域の人々と障がい者(児)や高齢者が交流することのできる施設整備を検討します。

#### (4) 雇用と就労促進

- ・ 関係機関と連携をとり、企業への障害に対する理解の向上と、障がい者就労体験など、各種施策の周知のため、広報を行い、就労の促進に努めます。
- ・ 地域活動支援センターの活用や、役場・町関連施設での体験訓練の場づくりなど福祉的就労の充実を図ります。

## 4 低所得者福祉

### 現状と課題

#### 《低所得者福祉》

生活保護を受けている世帯が、平成 16 年に 100 万世帯を超えて以来、増加の一途をたどって、平成 20 年には 1 1 4 万 8 千世帯、159 万 3 千人までに膨れあがっています。また、その 9 割を、高齢者、母子、障がい者等が占めています。

本町の保護率は、平成 17 年に 36 世帯（46 人）6.6‰（パーミル（千分の 1 の率））と若干減少したものの、多少の増減をしながら、平成 21 年には 38 世帯（55 人）8.2‰まで増えています。母子世帯の増加、また、子などの扶養義務者から経済的な支援を受けられない高齢者単身世帯が増加の傾向にあります。

生活保護制度については、国民年金のみの受給者より受給額が大きい場合があると指摘されるなど、社会保障制度全般にわたる見直しの中で大きな変革の時期にあります。平成 17 年度からは、母子加算の見直し、多人数世帯の生活扶助基準額が引き下げのほか、老齢加算の段階的廃止が引き続き行われる一方、高校就学費用が生業扶助として支給されるなど、選択と集中、給付の適正化が行われています。

また、経済的な給付のみでは保護受給者の抱えるさまざまな問題に対応することができず、保護の長期化につながることから、保護受給者に対する新たな就労・自立支援プログラムが厚生労働省により導入・推進されており、今後とも制度の変革、社会情勢の変化に合わせた対策が求められています。

### 基本方針

保護受給者の抱えるさまざまな問題に対応する相談体制の充実をはかるとともに、低所得者の自立生活を支援します。

### 主要施策

#### 1) 低所得者の生活支援の推進

##### (1) 生活保護の措置

- ・必要に応じて生活保護制度を適切に措置します。

##### (2) 経済的負担の軽減

- ・一時金として高齢者等生活扶助費の支給を行います。

## 5 社会保障

### 現状と課題

#### 《社会保障(国保・後期高齢者医療・介護)》

国民健康保険は、制度創設以来地域における医療の確保と住民の健康増進に大きく貢献し、国民皆保険体制の中核として極めて重要な役割を果たしてきたところですが、国民健康保険は構造的に中・高齢者を多く抱えており、その医療費は依然として著しい増高を続け、加えて今日の経済情勢を反映した被保険者の負担能力の低下や無職者など低所得者の増加などによる保険料の収納率の低下などとあいまって、依然として、極めて厳しい財政状況にあります。

老人保健制度は平成18年度の医療制度改革大綱に基づき創設された後期高齢者医療制度が平成20年度から始まったことにより廃止となりました。後期高齢者医療制度は75歳以上の方が加入する独立した医療保険制度として都道府県単位で全市町村が加入する広域連合が運営し、市町村は窓口業務を担う形でスタートしましたが、一定年齢で若年者とは別な医療保険制度に強制加入させられるなど多くの不満が寄せられ、現、民主党政権下で平成25年度から新たな高齢者医療制度がスタートすべく検討が重ねられている現状です。その動きにあわせ、国民健康保険の広域化も検討課題にあげられている現状です。

介護保険制度は、老後生活の最大の不安要因である「介護」を社会全体で支えるための仕組みとして平成12年度にスタートしました。制度スタート時に比べ、サービスを利用される方は飛躍的に増加し、サービスを提供する事業者も参入が進むなど、制度は着実に定着してきています。その一方で、重要な課題の1つとなってきているのが、「介護予防」をめぐる問題です。介護保険制度は、誰もが「いつまでもいきいきと自分らしく暮らす」ことができるよう、「介護」を社会全体で支えようとするものですが、そのためには、高齢者の方が、介護が必要な状態にならないよう、あるいは介護が必要な状態になってもさらに重度化することを防ぐよう、必要な施策を講じるといった、いわゆる「介護予防」に取り組むことが強く求められています。また、介護保険制度は、被保険者が納める保険料と公費を財源として必要な給付を行うものであり、制度を安定的に持続させていくためには、効率的で適切な介護給付を提供することをめざして、「介護給付の適正化」を推進することが必要ですが、「介護予防」を進めていくことは、この「給付の適正化」の観点からも重要であると考えます。

制度別国保医療費の推移(単位 百万円)

	平成12年	平成14年	平成16年	平成18年	平成20年
一般	533	617	651	695	780
退職者	66	63	75	123	44
老人	656	817	827	812	—

資料：土幌町「保健医療費統計」

## 《社会保障（国民年金）》

土幌町の国民年金の被保険者数は、平成16年度で1,618人となっており、受給者数は、拠出年金受給者1,656人、福祉年金受給者10人となっています。

平成17年4月からの年金制度改正により、保険料の免除制度に新たに若年者納付猶予制度が導入、また、第3号被保険者の特例も実施されることに伴い、保険料の未納などにより将来において無年金者がでないよう、広報活動などにより年金制度の普及に努める必要があります。

### 基本方針

町民の健康と老後の生活安定を維持するため、国民年金制度の普及と相談体制の充実に努めるとともに、国民健康保険事業及び後期高齢者医療の健全な運営と介護保険事業の安定的な運営に努めます。

### 主要施策

#### 1) 国保・老人・介護保険

##### (1) 国民健康保険事業の運営

- ・保険税収の納率の向上と財政の健全化をはかります。

##### (2) 高齢者医療事業の運営

- ・高齢者の健康づくりや疾病予防などの保健事業を充実し、医療費の抑制に努めます。

##### (3) 介護保険事業の運営

- ・住民代表者等の意見をもとに、保険料とサービス提供体制のあり方を検討し、安定的な運営に努めます。

#### 2) 国民年金

##### (1) 国民年金事業の運営

- ・国民年金への加入促進をはかるため、制度の改正内容などの周知徹底に努めます。
- ・国民年金相談体制の充実をはかります。

## 第2節 子どもを育てやすい環境づくり

### 1 児童福祉

#### 現状と課題

##### 《児童福祉》

平成15年の合計特殊出生率は全国平均1.29(平成14年は1.32)、北海道でも1.20(同1.22)となり、本町においても平成12年年齢別人口構成比の0～14歳が15.4%(平成7年比3.2%減)である一方、65歳以上が22.5%(同3.5%増)となり、少子高齢化への流れは確実に進んでいます。また、平成16年速報全国の婚姻率(人口千対)は5.7となり、2003年の5.9を下回っているなどのほか、北海道でも核家族世帯数の減少(平成2年構成比63.5%→平成12年60.5%)、単独世帯の増加(同24.5%→30.0%)などの動きにも注視する必要があります。

こうした中で、子育てを行う家庭の経済的負担軽減をはかる観点から、児童手当の支給対象年齢が、平成12年度、平成16年度、平成18年度と改正され小学校卒業前までの児童まで拡大されました。また、平成22年4月に児童手当を終了し、子ども手当として、中学校卒業前までの児童に対し一人13,000円を保護者の所得制限を設けずに、支給する制度として実施されており、子どもを持つ親にとって、経済的な助けとなっています。

今後も、\*次世代育成支援対策を推進するため、乳幼児医療費助成などの医療・経済面の支援を継続するほか、近年全国的に児童虐待相談件数が急増したこと、虐待死などの事件が発生したことを受けて、児童虐待が児童福祉上の緊急課題となっています。平成16年4月に児童虐待の防止等に関する法律が改正され、平成17年4月より市町村も児童虐待の通告先として位置づけられるなど体制の充実が求められており、本町としても児童相談所及び「要保護児童対策地域協議会」において、迅速な対応を行う必要があります。

##### 《児童福祉(保育所)》

核家族やひとり親家庭、共働き家庭の増加などによる、保育所ニーズが多様化してきています。

平成17年度から検討を進めてきた幼保一元化による「土幌町認定こども園」が平成20年4月に開園し、幼稚園と保育所の区別なく、より良い保育・教育が行われています。また、認定こども園は子育て支援事業の開催や発達支援センターとしての機能も有し、乳幼児等の育ちを支援する体制整備が図られました。

へき地保育所についても、平成17年度から園児の減少傾向による再編に向けた検討を進め、平成21年度より全地区で新しい運営方式で開所しています。今後は地域運営へき地保育所への適切な支援と川西へき地保育所の運営を推進していく必要があります。

土幌町の出生数並びに出生率の推移

年度	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
出生数(人)	58	74	56	66	69
出生率(%)	0.8	1.1	0.8	1.0	1.0

資料：人口動態統計

## 基本方針

子どもの主体性や自主性を重視しながら生きる力を育み、子どもにとっての利益が最大限尊重されるよう子どもの育ちに配慮します。

安心して子どもを生み育てることに「夢」を持てる環境づくりを進めます。

家庭における子育てを基本として、地域、学校、職場、行政など社会全体で子育てを支援する\*システム(しくみ、体系、制度)をつくりま

## 主要施策

### 1) 児童福祉対策の推進

#### (1) 子育て家庭の経済的負担の軽減

- ・ 子ども手当等の支給、乳幼児医療費助成を継続します。
- ・ 子育て祝い金の支給を継続します。

#### (2) 児童虐待の防止と体制整備

- ・ 児童虐待の防止のため、関係機関と連携し、より充実した体制での対応に努めます。

#### (3) 保育所機能の充実

- ・ 認定こども園としての子育て支援事業の充実に努めます。
- ・ 地域運営へき地保育所の支援と川西へき地保育所の運営を推進します。
- ・ 認定こども園の運営充実に努め、保育・教育を推進します。

#### (4) 発達支援センター機能の充実

- ・ 専門相談員による相談体制の充実と関係機関との連携に努めます。

#### (5) 学童保育の充実

- ・ 共働き家庭や核家族の増加により、仕事を終えた保護者が帰宅するまでの時間を、児童が安全安心に過ごせる場所として、学童保育の充実に努めます。

## 2 母子・父子福祉

### 現状と課題

#### 《母子・父子福祉》

平成 21 年の全国の離婚率（人口千対）は 2.01 で、前年の 1.99 を少々上回りました。ここ数年減少傾向にあり、離婚について若干の歯止め傾向が見られます。こと北海道においては母子世帯となった理由の 8 割強が離婚であり、ひとり親世帯になった理由の大半を占めている状況に変わりなく、また、母子世帯の約 9 割が年収 300 万未満と、低所得者層の増加傾向にあります。

こうした離婚などに伴う経済的負担の軽減のために、児童扶養手当制度や児童医療費助成制度がありますが、児童扶養手当制度の本町の受給者は平成 21 年度で 27 件となっております。児童医療費助成制度が平成 16 年 10 月より父子家庭に適用され、児童扶養手当制度も平成 22 年 8 月から適用になるなど、ひとり親家庭の支援について対象の拡充が図られています。

今後は世代間の負担の公平性から、より必要度の高い方への支援に重点を移すとともに、母子家庭はもとより、父子家庭についても子育てをしながら、経済的に自立できることが親にとっても、子どもにとっても重要であり、自立支援策の必要性が高まっています。

### 基本方針

自立した生活を営むための支援体制の整備に努めます。

### 主要施策

#### 1) 母子・父子福祉対策の推進

##### (1) 自立支援対策の充実

- ・ 児童扶養手当制度、児童医療費助成制度を継続します。
- ・ 家庭環境の改善に向けた自立支援策の策定を進めます。

### 第3節 保健・医療を充実しいつも健康に過ごせるまちづくり

#### 1 保健

##### 現状と課題

###### 《保健》

少子高齢化の進行とともに、疾病全体に占める、ガン、心臓病、脳卒中など生活習慣病の割合は増加しており、土幌町においても、三大生活習慣病が全死因の56.4%を占めています。また、これに伴い要介護状態になる人の増加も深刻な問題となっています。今後は生活習慣病の発症を予防し、認知症や寝たきりにならないように、介護予防活動を重点に進めていく必要があります。また、社会構造の複雑化により心に悩みをもつ人たちが増加しており、そのため精神保健活動の充実が求められています。

一方、母子をとりまく環境は、急速に変化し子育てに不安を持ち自信をなくす親が増加し、親子の関係性や子どもの心の発達に影響を与えています。

子どもの心身の発達評価や社会問題化している児童虐待を適切に理解し、虐待予防を含んだ母子保健活動を展開する必要があります。

今後は「健康イキイキしほろ21」の健康計画に基づき住民主体の健康づくりを展開していくことが求められています。また、健康づくりを進めるうえで、医療や福祉との連携による総合的なシステムを運営していくことが必要です。

#### 3 大生活習慣病による死亡割合

昭和63年	平成2年	平成4年	平成6年	平成8年	平成10年
59.70%	59.10%	51.60%	71.70%	50.80%	58.80%
平成12年	平成14年	平成16年	平成18年	平成20年	
49.00%	56.30%	74.50%	59.10%	53.40%	

資料：人口動態統計

## 基本方針

健康づくり計画「健康イキイキしほろ21」に基づき住民主体の健康づくりを展開していきます。また、健康づくりを進めるうえで、医療や福祉との連携による総合的なシステムによる運営をめざします。

## 主要施策

### 1) 保健事業の推進

#### (1) 予防対策の推進

- ・ 両親学級及び乳幼児の各種学級の開設による妊産婦、乳幼児の健康管理を推進します。
- ・ 予防ワクチンへの支援助成を推進します。
- ・ 食生活の改善指導による生活習慣病の予防に努めます。
- ・ 特定健康診査、各種ガン検診、人間ドックの推進による疾病の早期発見・早期治療の徹底をはかります。
- ・ 各種検診の受診率向上のための対策を進めます。
- ・ 町立国保病院との連携による、各種検診の事後管理としての健康教育を推進します。
- ・ 各種機関との連携による、各種検診の事後管理としての健康教育を推進します。
- ・ 高齢者の寝たきり及び認知症予防対策を推進します。
- ・ 40歳以上皆健診運動を推進します。

### 2) 健康づくりの推進

#### (1) 保健指導体制の充実

- ・ 保健師、管理栄養士による保健指導体制の充実をはかります。
- ・ 家庭訪問による保健指導を進めます。
- ・ 在宅介護家族への支援に努めます。
- ・ 健康づくり運動について専門職との連携をはかります。
- ・ 関係機関と連携した児童生徒に対する保健活動に努めます。
- ・ こころの健康づくり(悩み相談等)に努めます。

#### (2) 健康づくり組織活動の充実

- ・ 地域における健康づくり組織の育成と活動の支援に努めます。

#### (3) 健康づくり啓発活動の推進

- ・ 高齢者、障がい者スポーツ活動の推進による社会参加と健康の向上をめざします。

### 3) 保健・医療・福祉の連携

#### (1) 保健・医療・福祉一体のシステムづくり

- ・ 保健・医療・福祉サービスネットワークづくりの充実をはかります。
- ・ 住民相談窓口の一元化の啓蒙に努めます。
- ・ \*保健医療福祉総合推進協議会及び\*地域ケア会議を開催します。

## 2 医療

### 現状と課題

#### 《医療》

高齢化の進行に伴う長寿社会の形成や在宅医療の進展、生活習慣病な疾病構造の変貌による医療需要の多様化・高度化、さらに医療法等の関係法令の改正など医療を取り巻く環境は大きく変化してきています。

国保病院は、平成12年度に改築を終え、平成15年4月からは一般病床40床・療養病床20床の合計60床で、外来診療は、内科・小児科・外科・整形外科・眼科で、さらに、平成21年6月からは泌尿器科を加え、町民への医療サービスの充実向上に努めることを基調として運営しています。

経営面では、診療報酬の引き下げなど医療費抑制傾向が強まり、さらに、医師の卒後臨床研修の必修化や看護基準の改正に伴い、医師・看護師が都市部に集中する傾向が強まり、医師・看護師確保の困難性が一層高まるなか、国は、公立病院の持続可能な経営をめざし、公立病院改革ガイドラインを地方公共団体に通知し、公立病院改革プランの策定を求めました。

このような中にあっても町内唯一の医療機関として、救急医療の対応など一次医療サービスの提供と保健・医療・福祉の総合的サービスを提供すべく「福祉村」の中核的施設として町民の健康保持や高齢化社会へ対応する機能を充実しなければなりません。

そのためには、経費の節減や効率的な予算の執行などと平成20年度に策定した公立病院改革プランに沿った経営改善と合わせ、医師の安定確保と地域の中核病院との連携を推進する必要があります。

### 基本方針

国保病院は地方公営企業法の財務に関する規則を適用し、企業としての経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営していくことを経営の基本原則として、町民への適切な医療サービスの提供に努めます。

北海道が平成20年3月に策定した北海道医療計画の中では、第一次から第三次までの医療圏域を設定しており、第一次医療圏では、住民に密着した保健指導や健康相談、かかりつけ医などによる初期医療を提供する基本的な地域単位として市町村の行政区域を設定しています。

国保病院の担うべき医療は、町内唯一の医療機関として、救急医療の対応など一次医療サービスの提供を行うこととしています。

## 主要施策

### 1) 国保病院の経営の改善

#### (1) 公立病院改革プランの推進

- ・プランで定めた数値目標の着実な推進に努めます。
- ・プランに基づいての収支改善、経営形態の見直しなど、町内唯一の医療機関として維持できる体制の検討を進めます。

#### (2) 病院医療機能の充実

- ・保健福祉課、保健センター、特別養護老人ホーム等からの検診業務、予防接種、診察などの要請に対応できるよう医療機能の充実をはかり、「福祉村」の円滑な業務運営に努めます。

#### (3) 信頼される医療の提供

- ・患者に信頼される良質な医療を提供するため、法令に基づく医師の配置数の安定的な確保に努めます。
- ・\*医療安全管理マニュアル(安全管理のための指針)の活用や医療安全委員会の活性化をはかり、事故防止に対する職員の意識の徹底に努めます。
- ・検査、治療の内容、薬の作用など診療情報の提供に努め、\*インフォームド・コンセント(十分な説明を受けたうえでの同意、納得診療、説明と同意)の充実をはかり、患者との信頼関係を確保します。

### 第3章 自然と共生し安心して暮らせるまちづくり

#### 第1節 環境にやさしいまちづくり

##### 1 環境衛生・ごみ・リサイクル、公害

###### 現状と課題

###### 《環境衛生・ごみ・リサイクル》

容器包装リサイクル法、家電リサイクル法等の再資源化に係る法律の施行や\*京都議定書の発効により、地球規模における資源リサイクルと環境対策を積極的に推進しなければならない事態となっています。しかし、現実には日々排出されるごみの減量化や分別の徹底による再資源化を住民と協働の中で積極的に推進しなければならず、消費者の段階でのごみ処理には限界があるため、生産者拡大責任を積極的に求め生産の段階からその責任所在を明確にする必要があります。

平成16年度から開始したプラスチック類ごみの資源化により、燃やせないごみの量が大幅に減少しています。一方、資源ごみは分別の徹底とリサイクルの推進によりその量は格段の伸びを示し収集回数を増やすまでになっていますが、地域・団体における集団回収は定着しているものの大きな伸びは示していません。集団回収においては、地域を中心とした協働によるパートナーシップ事業を契機にその伸びを期待しています。

ごみ減量化の一手段として平成17年10月より「ごみの有料化」を導入し、排出量に応じた処理費負担の公平化をはかり積極的な減量化に協力を求めています。ごみ減量化とともに破砕機導入によるさらなる減容化に努め、埋め立て最終処分場の利用期間の延長をはかる必要があります。

土幌・中土幌市街区域においては、既に下水道及び集落排水事業により快適な生活が確保されているところです。農村地区の浄化槽普及については、年々住宅の新改築などにより増加傾向にあり単独槽から\*合併浄化槽への移行も進んでいます。しかし、生活様式が改善される反面で浄化槽の適切な保守点検が行われていない状況が散見されています。不適正な管理による排出水の環境汚染が憂慮されており、設置者の義務として水質などの検査を受けるよう徹底した管理指導を行うことが必要です。

ごみ収集状況(単位 トン)

年度		平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
収集分	可燃物	913	867	626	639	651	652
	不燃物	118	131	74	79	80	92
	大型	249	399	31	33	23	23
	資源	850	942	869	818	752	675
直接搬入分	可燃物	273	266	181	157	187	164
	不燃物	152	263	65	73	67	77
	資源	95	116	118	122	122	119
合計		2650	2984	1964	1921	1882	1802

資料：町民課

#### 〈火葬場〉

火葬場は平成 10 年に改築され建設後 1 2 か年が経過し火葬炉 2 基の交互運転を行い使用していますが、経年による施設の老朽化は否めず、また上土幌町からの火葬依頼による広域利用にも対応しなければならない状況が想定されるため、積極的な保守点検、施設の改修を計画的に実施する必要があります。

#### 〈墓地〉

中土幌共同墓地は国道に面し設置されているため、墓参者の通行などに支障をきたし、その整備（駐車スペース・道路整備）対応が望まれています。町内 3 か所の墓地区画の利用状況においては、未使用区画の調査及び使用見込みのないものについては返還などの対策が必要です。

環境整備については、管理委託及び地域のボランティアにより行われています。

#### 《公害》

本町はかねてから澱粉工場の廃液の悪臭が大きな問題となっていました。平成 13 年に悪臭の発生を防止する施設として新たな澱粉工場が建設され操業を開始しました。操業当初は依然として悪臭の発生があったところですが、関係機関の懸命な努力により現状では概ね解消されつつあります。一方で家畜から排出されるふん尿については家畜排せつ物法や水質汚濁防止法により対策が進められていますが臭気対策についても関係機関と検討する必要があります。

澱粉工場からの振動・騒音については、一部地区の住民に著しい迷惑をかけていましたがその原因追及もほぼ特定でき、大幅な低減がはかられる見通しとなりました。今後も、発生者責任による対策を積極的に求めていきます。

平成 17 年 3 月に京都議定書が発効され、<sup>\*</sup>地球温暖化防止に向けた環境対策を講じなければならず、自治体レベルにおいても二酸化炭素の排出抑制・削減策への取り組みが不可欠であり、特に身近な事案である野焼きなどの防止をはかることにより、日常生活に密着した取り組みから環境保全に努める必要があります。

#### 基本方針

身近な生活環境の諸問題の具体的な対策や検討を、町民の視点に立ち地域と協働しながら積極的に推進します。

## 主要施策

### 1) ごみの処理

#### (1)ごみの減量化と再資源化の促進

- ・団体などが回収した資源物に対して奨励金を交付します。
- ・生ごみの減量化と再資源化を促進するため、生ごみ処理容器などの購入費の助成を行います。
- ・ごみの分別徹底により排出量の削減とリサイクル率の向上をはかります。
- ・再生紙などの利用推進のために\*グリーン購入制度(リサイクルされた物品を購入すること)を促進します。
- ・「ごみゼロ社会」に向けたごみ全てのリサイクルを積極的に推進します。
- ・ごみの不法投棄防止対策及び監視巡回パトロールを実施します。
- ・資源ごみの有効活用と処理経費の軽減に努めます。

### 2) し尿の処理

#### (1)し尿処理体制の充実

- ・通年安定収集体制の充実と計画収集の継続に努めます。

#### (2)浄化槽の適正管理の推進

- ・浄化槽の適正管理の指導を徹底します。
- ・既存の単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促します。

### 3) 火葬場、墓地の整備

#### (1)火葬場の保守、整備

- ・保守点検の継続及び計画的な施設整備に努めます。
- ・広域利用に対する検討を進めます。

#### (2)墓地の環境美化と周辺整備

- ・墓地駐車場及び通路などの道路整備を進めます。
- ・未使用区画の調査と返還などを促します。

### 4) 公害対策

#### (1)公害防止対策

- ・悪臭防止法に基づく規制地域の悪臭物質濃度測定を実施します。
- ・河川が適正に利用され流水の正常な機能維持を総合的に判断するための水質調査を実施します。
- ・町民と行政、関係機関が一体となって環境保全・公害の発生防止に取り組む管理組織の創設をめざします。
- ・公害の未然防止策の取り組みとした、巡回パトロール及び情報収集を強化します。
- ・情報公開による住民意識の高揚と、監視体制の充実による公害発生防止をはかります。
- ・浄化槽の放流排水の保全及び汚染物質(家畜ふん尿・農薬など)による河川水質の汚濁汚染防止対策に取り組みます。

## 2 環境保全、景観形成・緑化

### 現状と課題

#### 《環境保全》

地球温暖化や\*オゾン層(地球の成層圏以高にある酸素の同素体)の破壊、酸性雨など地球規模での環境破壊が進んでおり、自然環境保全是まちづくりの重要な課題となっています。

土幌町では、健康で恵み豊かな環境を保全し、将来の世代へと引き継いでいくために、土幌町環境基本条例(平成19年条例第11号)を制定し、この条例で定めた基本理念を実現するために平成20年3月に土幌町環境基本計画を策定しています。

そして平成21年3月に、この環境に対する取組をより積極的に発展させていくことを目的とした、土幌町環境宣言を策定しました。

今後は、町民が一丸となって環境保全の啓発活動を取り組みながら、さらなる自然環境の保全と自然との共生が求められています。

また、地球規模の環境問題に対し、環境負荷軽減に取り組み、政策のあらゆる分野において環境への配慮を取り入れた環境自治体となるため「土幌町\*環境マネジメントシステム」を構築し平成17年7月より運用しています。

#### 《景観形成・緑化》

農村景観の整備は、これからの農村づくりの重点施策として国や道においても景観法や北海道美しいにづくり条例が制定されています。また、\*シーニックバイウェイ北海道制度が創設され、「みち」をきっかけに地域住民と行政が連携して、美しい景観づくり、活力ある地域づくり、魅力ある観光空間づくりによる競争力のある美しい個性的な北海道の実現をめざしています。

土幌町では緑の十字路計画、快適環境づくり事業で幹線道路の並木造成を行い、土幌市街地については商店街近代化事業として街灯、街路樹の整備と併せ電柱の移設が平成10年度に完了しました。

今後とも土幌町景観ガイドプランに基づいた全町的に調和のとれた景観形成を推進することが必要です。

また、花いっぱい運動については従来から取り組んでいましたが、商店街環境美化モデル事業をきっかけに「花によるまちづくり」が大きく前進しています。

## 基本方針

自然環境を保全・育成し自然との共生をはかる地域づくりをめざします。

「住んでよい町、訪ねてよい町 土幌町」をめざし、親しみやすく、緑あふれる市街地形成と農村環境の整備により、うるおいと安らぎのある居住空間と美しい景観のまちづくりを推進します。

## 主要施策

### 1) 自然環境の保全

#### (1) 自然環境の保全と活用

- ・土幌町自然環境等保全条例に基づく自然の保護・保全をはかります。
- ・市民の自然環境保全活動を支援し、自主的・積極的な参加を促進します。
- ・環境対策について横断的連携をはかり総合的に推進します。

#### (2) 河川の水質保全

- ・合併浄化槽の整備、家畜ふん尿の適正処理、農薬・化学肥料の適正使用など、環境汚染を防止し、水質の保全に努めます。

#### (3) 動植物の保護

- ・自然環境の保全を行うとともに、保護意識の向上をはかり、動植物の保護に努めます。

#### (4) 自然を守る意識づくり

- ・学校との連携による環境教育・自然体験教育を推進し、子どもたちの環境保全意識の啓発に努めます。

### 2) 景観づくり

#### (1) 快適環境づくり構想の実現

- ・「快適環境づくり構想」の考え方について理解してもらえよう、理念の普及、浸透をはかります。
- ・快適環境づくり推進計画による農村景観づくりを推進します。
- ・農村景観環境づくりの取り組みに対する支援策を検討します。

#### (2) 緑のネットワークづくり

- ・土幌町緑化計画に基づき並木づくりや道路並木の適正管理に努めます。

### 3) 総合的な環境対策の推進

#### (1) 環境マネジメントシステムの運用

- ・環境問題の解決に向けた取り組みとして、環境マネジメントシステムの運用を推進します。

#### (2) 環境対策の推進

- ・環境基本計画や新エネルギービジョンなど総合的に環境対策を推進します。
- ・環境宣言の定着及び産業・生活における循環型社会の推進を目指します。

### 3 公園

#### 現状と課題

##### 《公園》

土幌町の公園は、中央公園、遊水公園、桜公園など憩いの場として町民全体に利用される公園と主に地域住民や子どもの遊び場として利用される団地公園があります。公園は親子や子どもの身近な遊び場となるため、施設の欠陥箇所や危険性がないかを確認し、遊具の更新を含め定期的な点検や補修など施設の安全管理に努めることが必要です。

公園の設置の目的別に協働による管理も含め効率的な維持管理及び利用者のマナー向上が課題です。

#### 基本方針

既存公園の維持管理の充実と利用者マナーの高揚に努めます。

#### 主要施策

##### 1) 公園の管理

##### (1) 公園の維持管理

- ・パートナーシップ事業で団地公園の地域管理に努めます。
- ・中央公園、遊水公園の適正管理に努めます。
- ・公園利用者のマナー向上の啓蒙に努めます。
- ・遊具施設の安全管理に努めます。

## 第2節 安全で安心できるまちづくり

### 1 消防、防災、河川

#### 現状と課題

##### 《消防》

今日、災害から住民の生命、身体、財産を守るという消防機関の役割はますます重要なものになっており、住民の安全への備えにあたるものとして、住民の期待と信頼に応えられる高度な消防サービスを提供していかなければならない。

一方、昨今の消防需要は、複雑多様化する各種災害への対応、予防業務の専門性の確保、救急業務の高度化の要講等質的に大きく変化し、量的にも拡大しており、消防がこれからの消防需要を満たすためには、「消防の広域化」をはかり、消防本部が確立された財政基盤に立って十分な人員体制と施設整備により組織的に対応していく必要がある。

また、電波行政分野からの要請より、現在使用している消防・救急無線「アナログ方式」から「デジタル方式」への移行が、平成28年度からはじまることから、新たに施設整備をはかる必要があります。

##### ○ 消防団関係

非常勤消防団員は現在50名で、火災・災害・警備・一般住宅査察・毎月の訓練や、毎年消防演習訓練・模擬火災訓練等の活動をしています。団員の中高齢化が進んでいますが、団員の定年等に関する内規を設け（65歳）消防団員の更新代謝を促進し消防団の能率的運営及び活性化をはかっています。

非常勤消防団員確保の推進については、地域に密着した組織として、住民の安心・安全を守るために重要な役割を担うことから、現在団員数が全国的に減少する中で、地域消防力の低下にならないように、地域防災体制の充実・強化をはかる必要があります。すでに、公務員などが入団している消防団も多く見られ、消防団へ参加する住民の範囲を広げていくことが重要です。地域住民の幅広い層から団員を勧誘することから、消防団側の意識・制度の変革を行い地域住民と事業所の参加への取り組みを推進する必要があります。

##### ○ 消防施設関係

消防庁舎も築27年を経過し、庁舎屋上等の防水改修工事を計画的に進めていく必要があります。

##### ○ 警防業務関係

救助業務では国際規格の都市型ロープレスキュー救助資機材を年次計画で購入し救助資器材の充実をさせ都市型救助を導入している。また、職員の各種研修会への参加、さらに昨年度より北海道防災航空隊への職員1名の派遣を実施し職員の資質の向上を図っている。

今後は、職員の北海道消防学校救助科への派遣・消防救助技術大会の参加。また署内外の研修・訓練を通じ多種多様な災害に対する救助活動の充実を図るため救助マニュアル確立し全職員が対応できる必要があります。さらに大規模災害に対応するため各関係機関・住民との連携できる体制作り及び訓練が必要と考えます。

○ 消防用車両関係

消防車両の更新は年次的に進めており、18年度に指揮広報車を更新した外、救急出動件数の増加に対応するため平成21年度に高規格救急車を増車しました。

今後も引き続き年次的に更新を進める必要がありますが、消防車両の保有数・使用期間などの見直しをはかりながら整備を進める必要があります。

○ 消防用水利関係

防火水槽は47基(40 m<sup>3</sup>)、消火栓75基を設置していますが、現在までの充足率は35%と低く、消防施設整備計画に基づいて、耐震に強い防火水槽の増設と併せて既設水利の規格改善を長期計画で進める必要があります。

○ 救急業務関係

近年、高齢化社会に伴い救急件数が増加傾向にあります。

救急業務については、平成22年4月1日から高規格救急車の増車により救急車が2台体制となり、更なる住民サービス向上と高度な救急救命処置が可能な搬送体制の確保を図ります。また、救急処置範囲拡大に基づき、気管挿管・薬剤投与認定救命士の育成に努めていきます。

一般住民に対しては救命講習を開催し、ハイスタンダー(救急現場に居合わせ応急手当を実施する者)を養成し、救命率の向上をより一層推進していきます。

○ 予防業務関係

法的な防火対策の規制がされている特定・非特定防火対象物・危険物施設などは査察の強化により、火災の発生は減少しています。

また、65歳以上の単身者世帯、一般家庭、パーク敷料庫等の査察の実施により火災の防止の徹底をはかっています。

住宅火災による死者数は、火災予防条例の一部が改正により住宅用火災警報器の設置が義務づけられ、平成18年6月1日に施行され、全国的に設置率が上がるに伴い減少している。

本町の設置率は平成22年5月現在で78%と未だ低いことから、地域住民に対し住宅用火災警報器設置の重要性や必要性について、分かりやすく説明し更なる設置率の向上を図る必要があります。

平成17年に「消防力の整備指針」の改正により、高度化、多様化する予防業務を円滑に遂行するため、「火災の予防に関する高度な知識及び技術を有する者として消防庁長官が定める資格を有する予防技術資格者」を配置するものとされたことから、その資格者の養成に努めています。

火災発生状況

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
総数(件)	3	5	4	5	2	10	10
うち建物	1	5	1	4		4	3
車両	2		3	1	1	3	2
林野	1						2
その他					1	3	3

資料：土幌消防署

## 救急活動状況

	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
出動件数(件)	2 2 2	1 9 4	2 3 7	2 5 4	2 5 6	2 2 1	2 3 1
搬送人員(人)	2 2 3	1 9 6	2 3 4	2 4 9	2 1 5	2 1 5	2 2 4

資料：土幌消防署

### 《防災》

過去において土幌町では、低気圧、地震などの自然災害は土木被害及び農業被害が主となっているものの、大きな自然災害の発生には至っていません。

しかし、近年の異常気象に伴う集中豪雨や地震災害では予測を超えた大規模な自然災害が各地で発生しています。また、一般事故災害の発生も考えられることから、町民の安全な生活を確保していくうえで災害への予防はもとより、災害が発生した場合の被害を最小限に抑える迅速適切な防災体制の整備が求められています。

そのためには、防災資材、備蓄食糧の確保や連絡情報網の整備とともに、町民への防災意識の高揚に向けた各種啓発や町内会単位の自主防災組織などの構築が必要です。

#### ○地域防災関係

近年、地震・台風・集中豪雨などの自然災害が増加傾向にあり、「地域の安全と住民生活の安心・安全確保」を構築する新たな消防防災体制の対応が必要です。

特に、大規模災害時における地域の情報伝達手段の確保・緊急援助隊の活動体制・相互応援体勢などが広域で緊急事態に即応できる体制の構築が不可欠です。

これらを実効あるものにするためには、消防や自主防災組織・各公民館組織・各事業所などと役割の防災対策関係者とが連携し、災害時要援護者の安全確保をはかり、地域の防災力を高める方策が重要です。

### 《河川》

町内主要河川（1級河川）は10河川で、そのうち音更川は、全区間河川改修済みですが、一部の区間（音更町界～30号間）で※低水路護岸が敷設されておらず、※高水敷を占用している採草部分への決壊などの影響が懸念されます。

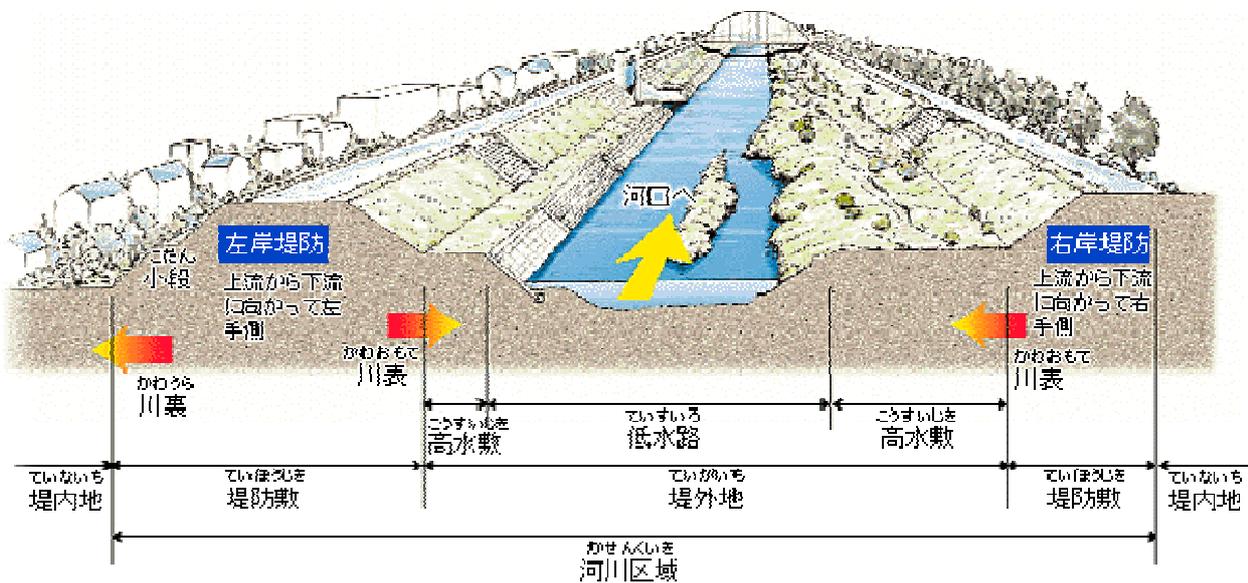
居辺川の現状は、池田町界から道道本別土幌線までの区間、局部河川改修と※道単河道整備(北海道の単独費による河川の整備事業)により暫定改修済みで、その上流は、被災時に災害復旧事業による部分的な応急護岸で対応していますが、全ての区間で豪雨のたびに被災を受けています。特に、平成15年8月の台風10号により、氾濫、※河岸決壊堤(堤防の土砂が削り取られること)、※河床洗掘(川底の土砂が削り取られること)などの甚大な被害を受けました。なお、この復旧から河川法改正に伴う、「河川環境の整備と保全」が加えられ、地域の意向を反映した河川整備が導入されることになりましたが、今後抜本的な改修の検討が必要です。

土幌川の音更町界から23号区間については、河川改修事業が着手され本格的な対策が講じられ整備済みである。その上流は、農業用明渠排水路として整備されていますが、※低平地(水が常に流れている部分)に生ずる※内水位(堤内地の水位)被害の対策が必要となっています。

その他の 1 級河川は、ワッカクネップ川を除き\*背後地(堤内地)の大半が農用地となっていることから、農業用明渠排水路事業を中心とした整備を実施していますが、近年の異常気象に伴い、\*河積不足(河川の流水面積の不足)による氾濫と広大な低平地に生ずる内水位被害の対策が必要となっています。

町管理の普通河川については、平地の農用地部分では、農業用排水路として整備済みですが、異常気象、流域内開発による土地利用の変化に伴い流出形態が変わり、降雨時における河積不足による氾濫、河岸決壊などの対策が必要です。

また、山地河川については、被害の状況により各種事業で護岸整備並びに、土砂の流出崩壊の防備を検討する必要があります。



### 基本方針

町民の生命や財産を守るため、消防体制の充実強化をはかり、予防業務の高度化・専門化に対応する予防体制を確立するとともに、救急救助体制の充実・強化をはかります。

また、災害に対し安全で安心して生活ができるように、防災体制を整備・強化し災害に強いまちづくりをめざします。

河川改修事業の推進を要請し、国土保全に努めるとともに、自然と調和する工法の導入による\*親水機能(人々が水に親しみ楽しめる機能)などに配慮した整備を要請します。

## 主要施策

### 1) 消防・救急体制の充実

#### (1) 十勝圏広域連携の推進

- ・災害・事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化や住民ニーズの多様化など環境の変化に対応し、住民本体・住民サービスの向上のため、広域連携を進めます。
- ・大規模災害時に対応できる広域的な消防体制の確立をめざします。

#### (2) 非常勤消防団員の確保

- ・住民の安全確保のために必要な団員を広範囲に呼びかけ、災害に対応する人員の確保に努めます。

#### (3) 消防施設・設備の充実

- ・震災に強い防火水槽の整備に努めます。
- ・十勝圏広域連携に向けた消防・救急無線デジタル化と共同化の検討並びに推進をはかります。
- ・消防車輛の保有台数や使用期間の見直しを進め、年次的な更新をはかります。
- ・機械器具などの耐用年数調査に基づく更新に努めます。

#### (4) 救急救助体制の整備・充実

- ・気管挿管・薬剤投与認定救急救命士の養成や救急隊員の技能向上による救急体制の充実をはかります。
- ・山岳救助用資器材を活用した都市型救助の技能向上、体制の充実をはかります。
- ・住民を対象とした救急救命講習会を開催します。

#### (5) 火災予防対策

- ・幼年、少年を対象とした\*防火フェスティバル(防災に関する祭典)などを実施し、火災予防意識の高揚をはかります。
- ・消防法改正による住宅用火災報知器の普及促進に努めます。
- ・高度化・複雑化する予防業務に対応する職員の養成をはかります。

### 2) 防災対策の充実

#### (1) 地域防災対策の強化

- ・災害時の被害を最小限に抑える防災計画の見直しをはかります。
- ・地域や事業所などによる自主防災組織の設置に向けた検討を進めます。
- ・防災意識高揚に向けた町民への啓発に努めます。(広報、HP活用)
- ・\*防災マニュアル(防災のための手引き書)を作成します。(職員向け)
- ・防災資材、備蓄食糧の計画的な整備に努めます。
- ・パートナーシップ構築による防災体制への取り組みを進めます。

### 3) 河川の整備

#### (1) 河川の整備

- ・居辺川の河川改修事業の推進要請に努めます。
- ・自然と共生できる水辺環境に配慮した河川整備に努めます。

## 2 交通安全、防犯

### 現状と課題

#### 《交通安全》

全国的に交通事故の死亡者数は、関係機関・団体の積極的な努力や諸対策により着実に減少していますが、交通事故の発生件数と負傷者数は依然として多発傾向にあります。

子どもの死亡事故において、歩行中と自転車乗車中による発生が約6割を占めており、また高齢者も子どもと同じように歩行中と自転車乗車中が最も多く発生し、その数は全死亡事故者数の40%を超える高い構成率を占めている状況です。一方、車両における事故では二輪車による発生が減少しているものの、65歳以上の高齢者による発生は依然と高い増加率を示しています。自動車における死者数は減少傾向を示すこともありますが依然と高い構成率を占めており、その半数以上がシートベルト未着用による事故となっています。

交通安全施設や歩道の設置及び規制標識などの積極的整備を要求していくとともに、幼児から高齢者までの間断のない交通安全教育を、地域の団体組織と交通安全指導員会及び交通安全推進委員会とが協働・連携しながら、町民の安全意識高揚の推進と徹底をはかることが必要です。

交通事故発生状況

	平成12年 度	平成14年 度	平成16年 度	平成18年 度	平成20年 度
発生件数 (件)	258	207	181	160	152
負傷者数 (人)	56	23	27	33	19
死亡者数 (人)	4	1	1	1	1

資料：町民課

#### 《防犯》

最近の犯罪状況は、想定外の極めて凶悪な事案や巧妙化する詐欺事案が日常的に発生し、多くの住民が被害を受けています。子どもや犯罪被害者を地域ぐるみで保護監視しなければならないほど、個人での犯罪防衛ができない危機的事態となっています。

犯罪は、小さな芽のうちに摘むのではなく、その芽が発生しないように幼児期からの教育をはかり、地域や学校及び各関係機関団体と協働・連携し、町ぐるみの防犯体制の構築を推進することが必要です。

## 基本方針

悲惨な交通事故死傷者数を減少させ、安全・安心な交通社会を実現するため、道路を利用する全ての人が、交通ルールを守り、マナーを高めることを基本に交通安全に対する意識と普及活動の促進をはかります。

犯罪の未然防止と防犯意識の向上をはかり、町ぐるみによる地域安全活動の展開を進めます。

## 主要施策

### 1) 交通安全対策の推進

#### (1) 交通安全施設などの整備促進

- ・交通規制標識の積極的な設置要請や警戒看板の設置による交通の安全を確保します。
- ・規制標識の修理に対する規制緩和の要請と、規制標識が設置されていない道路における交通安全対策の構築をはかります。

#### (2) 交通安全意識の高揚

- ・通学路における交通安全指導員による交通指導など交通安全対策を推進します。
- ・地域と連携した交通事故防止の意識を高め、自主的な交通安全活動の推進をはかります。
- ・交通ルールや交通マナーを習得する交通安全教室を関連機関と連携して行います。
- ・各種運動(交通安全統一行動、レッド啓発など)を通じ、交通安全推進機関、団体などにおける自主的な活動の活性化をはかります。
- ・交通安全の地域活動を積極的に推進し、独自\*キャンペーン(組織的な運動、宣伝活動)や交通安全運動を通じて、安全思想の普及・啓発活動を積極的に展開します。
- ・シートベルト着用の必要性と効果の意識高揚と着用率の向上をはかります。
- ・チャイルドシートの着用率の向上と、正しい着用の仕方について啓発します。
- ・地域や学校・各関係機関団体が連携して、交通事故防止に対する情報の発信及び共有できるシステムづくりを検討します。

### 2) 防犯対策の推進

#### (1) 防犯活動の推進

- ・防犯パトロール車による巡回啓発を行い、防犯抑止をはかります。
- ・地域住民が自主的に行う防犯パトロールなど、住民が連携して防犯意識の向上をはかる活動を展開します。
- ・住宅及び車などの施錠・防犯診断の実施により犯罪の誘発要因を除去し、安全で快適な環境づくりをめざします。

#### (2) 防犯体制の強化

- ・警察署と連携した犯罪防止活動を推進し、犯罪を起こさせない、起こりにくいまちづくりに努めます。
- ・子どもたちの安全を確保するため、緊急避難場所となっている「こども110番の家」を充実し、犯罪事案の未然防止をはかります。

### 3) 交通・防犯組織の効率的運営

事故・事件の発生が、単に交通と防犯に区別できない状況になっている。

交通だけ・防犯だけという従来の縦割りの体制では、効率的な運動展開が図られなくなってきている。

少子高齢化が進み人口の減少傾向が続く中において、町ぐるみによる地域安全の視点から活動展開を行う必要が迫られている。

#### (1) 町ぐるみによる地域安全活動

- ・組織の縦割り担当制ではなく、地域の中で交通・防犯対策が一体となって自らの地域は自らで守る意識の向上を図るため、地域の組織力強化と共に、両組織の統合を図りながら安全で安心できるまちづくりを実現したい。

## 3 情報通信

### 現状と課題

#### 《情報通信》

高度な情報化が進みつつある現在、多くの情報がインターネットなどから収集、活用することができます。

このような動きを支えているのは、低廉で高速度の通信回線と大量の情報を処理できる通信機器の整備です。しかし、土幌町においては、土幌市街で平成15年、中土幌市街で平成17年12月からADSL（非対称デジタル加入者線）のサービスが開始されましたが、その他の地域では高速度の回線が整備されておらず、整備充実が求められています。

行政情報についてもインターネットからの情報収集ニーズが高まってくると考えられ、行政情報の電子化を今以上に進める必要があります。

### 基本方針

情報基盤の整備と高度情報化社会に対応した行政の情報化を推進するため、インターネットの活用などによる情報の双方向性機能の整備、情報化教育の充実などに努めます。

### 主要施策

#### 1) 地域情報化の推進

##### (1) 情報基盤の整備

- ・高速度の通信回線の整備を通信事業者に要請します。
- ・産業、防災、保健医療、福祉、教育など幅広い分野の情報化を研究し、地域情報ネットワークの充実をはかります。
- ・農村地区のブロードバンドサービスの構築を推進します。

##### (2) 高度情報化に対応した人づくり

- ・高度情報化社会に対応するための情報教育の充実をはかります。

##### (3) 地上デジタル難視聴対策事業

- ・地上デジタル放送の難視聴地域解消のため対策事業を推進します。

### 第3節 生涯住みつけられる住環境づくり

#### 1 土地利用、市街地、宅地

##### 現状と課題

###### 《土地利用》

土地は、住民の安全で快適な生活と、活力ある産業活動を支える基盤であるとともに、限られた資源であることから、その利用にあたっては、公共の福祉のみならず、自然環境や景観の保全、さらにその土地の持つ自然的・社会的条件などを十分考慮して、効率的な活用をはかることが求められています。

本町は、快適で秩序ある市街地空間の形成に向けて、住宅団地の造成や公共施設の整備など有効な土地利用に努めてきたところです。

しかし、市街地については、廃業する商店による空き店舗が増加する傾向にあり、有効活用が求められています。

農地については、16,237haと62.6%を占めており極めて高い農用地率となっています。本町の土地利用対策が基幹産業である農業振興策として、農業基盤整備を重点的に進めてきた結果でもあります。

一方、森林面積は5,789haと減少が続いていますが、自然環境保全地区の指定や開発行為の事前協議などにより、自然の保全と開発との調和に努めています。

###### 《市街地》

土幌町の市街地は中心市街地である土幌市街と町の玄関口である中土幌市街、へき地集落としての下居辺市街があり、土地利用計画を明確にしながら、地区毎の特色を活かす整備を進めることが必要です。

###### 〈土幌市街〉

土幌市街は、行政、経済、社会的施設が集中する町民の生産、生活の中心となっています。

市街地構成は、おおよそ中枢施設・商店街ゾーン（中心部）、福祉ゾーン（北部）、文教ゾーン（西部）、農村工業ゾーン（南部）、住宅ゾーン（北部、南部、西部）で構成されています。今後、全体的な土地利用計画を明らかにし、市街地整備を推進する必要があります。

###### 〈中土幌市街〉

中土幌市街は、国道241号を中心に東西に分かれる細長い街区を構成しています。

中土幌市街は、帯広市までの所要時間が20分であり、住宅団地の整備により帯広市の\*ベッドタウン(都市周辺の住宅地域)としての可能性も高く、若者定住や人口増対策として期待されています。

###### 〈下居辺市街〉

下居辺市街は、開拓期の駅通を中心に集落が形成された小市街地ですが、過疎化や公共機関の縮小などにより、現在は市街地としての機能を失いつつあります。

しかし、土幌町の\*オアシス(憩いの場所)と言われる豊かな自然を活用した「下居辺ふれあいの里づくり計画」が地域住民によって策定され、平成13年に改築した「しほろ温泉プラザ緑風」を核として、道道本別土幌線の改良事業などの整備が進められています。

## 《宅地》

士幌町の住宅状況は、町営住宅の戸数は現状維持、個人住宅の建設は微増にとどまっていますが、民間アパート建設により世帯数は増えています。

分譲地の状況は、ゆうすい団地が完売しており、みのり野団地については売れ行きが鈍い状態ですが、完売に向け分譲を行っています。

### 団地造成状況

住宅団地名	造成面積	分譲数	分譲開始年
いこい団地	39,379 m <sup>2</sup>	85 区画	昭和 50 年
中士幌東団地	21,934 m <sup>2</sup>	48 区画	昭和 51 年
士幌南団地	31,417 m <sup>2</sup>	64 区画	昭和 57 年
士幌南第 2 団地	13,551 m <sup>2</sup>	25 区画	昭和 62 年
中士幌新東団地	13,067 m <sup>2</sup>	25 区画	昭和 62 年
中士幌新東団地	12,003 m <sup>2</sup>	24 区画	平成 5 年
常盤団地	7,499 m <sup>2</sup>	31 区画	平成 5 年
常盤第 2 団地	13,328 m <sup>2</sup>	29 区画	平成 9 年
中士幌新東団地	6,770 m <sup>2</sup>	15 区画	平成 10 年
みのり野団地	28,416 m <sup>2</sup>	56 区画	平成 13 年
ゆうすい団地(第 1 期)	6,381 m <sup>2</sup>	15 区画	平成 15 年
ゆうすい団地(第 2 期)	6,171 m <sup>2</sup>	12 区画	平成 17 年
いこい団地(第 2 期)	6,083 m <sup>2</sup>	6 区画	平成 19 年
士幌北団地	2,143 m <sup>2</sup>	5 区画	平成 21 年

## 基本方針

農用地の保全と活用をはかるとともに、森林資源の保護を推進し、さらに住宅用地の確保など、適正かつ合理的な土地利用を推進します。

定住促進のため、計画的に宅地造成を行い良質で安価な宅地分譲に努めます。

## 主要施策

### 1) 計画的な土地利用

#### (1) 土地取引の適正化

- ・ 土地関係諸法令の適正な運用により、土地取引の円滑な推進と無秩序な開発行為を防止します。

### 2) 利用区分別土地利用

#### (1) 農用地

- ・ 土地改良及び地力の維持・増進などによって効率的な利用と生産性の向上に努めます。
- ・ 計画的な生産基盤の整備や無秩序な転用の抑制によって優良農地を維持・確保します。

#### (2) 森林・原野

- ・ 国土保全、<sup>\*</sup>水源かん養(水源の確保、洪水の防止、河川の保護等)、保健休養自然環境の保全など、森林資源の確保と有効利用をはかります。
- ・ 耕地防風林は、風害の防止と農村景観づくりに向けた保全と育成をはかります。

#### (3) 宅地・工業用地等

- ・ 住宅地 北国にふさわしい良質で多様な住宅・宅地の安定供給に必要な用地の確保をはかります。
- ・ 工業用地 地場産業の育成を促進するため、必要な用地の確保をはかります。
- ・ 商業と市街地の活性化を推進するため、必要な用地の確保をはかります。

#### (4) 公共用地等

- ・ 必要な公共用地の先行取得を進めます。

### 3) 宅地の造成と分譲

#### (1) 定住促進のため、良質で安価な宅地の分譲

- ・ 帯広圏への通勤を視野においた宅地の造成を行い、定住促進のため継続的に良質で安価な宅地の分譲に努めます。

## 2 道路

### 現状と課題

#### 《道路》

本町の公共交通は、全て自動車輸送であり、産業経済は基より住民生活にも広く自動車が普及している中、道路網の整備は地域発展のため極めて重要な役割を担っています。

土幌町の道路網は、主要幹線道路として町の中心を縦横する国道2路線（241号・274号）と、それを補完する路線として道道9路線（主要1路線・一般8路線）があり、さらに、産業経済・住民生活に密接に関わる町道332路線で形成されています。

近年、道路を取り巻く周辺環境、沿道土地利用の多様化、環境保全への関心の高まりなど、住民ニーズが大きく変化しています。

これらのことから、求められる道路網の整備には、住民との十分な協議により整備内容を明確にすることが必要です。

#### 〈国道〉

国道は、241号と274号の2路線で延長28.5kmとなっており、十勝の中心都市帯広市はもとより、道央圏、道東圏を結ぶ主要路線となっています。

国道274号は、平成16年度までに2.2kmが整備されていますが、直角に屈曲するカーブ（4箇所）があり、この区間について別線ルートとして平成21年度より一般国道274号土幌防災が着手されたことにより早期完成に向け要請活動に努める必要があります。また、国道241号北バイパス・道東自動車道の整備に伴い広域交通ネットワークの形成が整い物流・人流が集中し、近年は交通量が増えていることもあり241号の歩道整備がより一層必要とされます。

#### 〈道道〉

主要道道は、本別新得線の一部が国道に昇格したことに伴い、国道274号終点から本別町界までの12.7kmとなり、路線名も「道道本別土幌線」となりました。この路線は年次的に整備され平成21年3月には、全線整備済みとなっている。

一般道道は、8路線51.1kmで、ほぼ全線が舗装化されていますが、継続的に歩道未整備区間の歩道設置と補助幹線としての2次改築整備が当面の課題となっています。

#### 〈町道〉

町道の現況は、347路線の589.3kmであり、そのうち改良済461.5km（78.3%）、舗装済293.0km（49.7%）となっています。道路改良及び新設は緊急度の高いものから、補助事業を積極的に導入しながら整備を行っていますが、市街地内道路は、補助制度が少なく町単独事業による簡易舗装が主体となっているため、冬期間凍上による損傷が著しく抜本的な改修が必要となっています。しかし、財政状況を考えると現在の水準を大幅に上回る投資は困難であり、整備に向けてさまざまな工夫が必要となっています。

#### 〈農道〉

農道整備については町道認定されている路線を含め、流通の合理化と農村環境改善を目的に、各種補助制度を活用し年次的に整備を進めてきました。このことから、基幹的路線はほぼ整備を完了し、支線的路線については順次整備を進めています。

しかし、近年労働力不足に対応する機械開発、農家所有面積の拡大、並びに、圃場団地の集団化など農業経営を取り巻く環境は目まぐるしく変化し、年々大型化、多様化が進んでいます。これらの変化に対応する流通経路の変更などが想定され、動向に見合った農道網の見直しが検討課題となります。また、計画時に、「環境との調和」に配慮した工法並びに施行方法なども検討課題となります。

#### 道路の状況

	国 道	道 道	町 道
総 延 長 (km)	2路線 28.5	9路線 63.8	347路線 589.3
舗装総延長 (km) (舗装率%)	28.5 (100%)	61.0 (95.6%)	293.0 (49.7%)
改良済延長 (km)	28.5 (100%)	63.8 (100%)	461.5 (78.3%)

資料：建設課

#### 基本方針

本町の公共交通は、すべて自動車輸送で産業経済はもとより、住民生活にも広く自動車が普及しています。道路網の整備は地域発展のためには極めて重要な役割を担っており、時代のニーズに対応できる道路網の整備を進めるとともに、道路施設の維持管理に努めます。

#### 主要施策

##### 1) 道路網の整備

###### (1) 国道の整備

- ・ 国道 274 号の別線ルート of 整備促進を進めます。
- ・ 国道 241 号の歩道整備(24 号～上土幌町界)の促進要請を進めます。

###### (2) 道道の整備

- ・ 道道の2次改築整備と歩道設置の促進要請を進めます。

###### (3) 町道・農道の整備

- ・ 産業経済の基盤づくりと民生安定を基本とした、極めて緊急度の高い路線の整備に努めます。
- ・ 整備済み路線の適正な維持補修に努め、住民との協働による「わたしたちのみちづくり」に努めるとともに、除雪、排雪の充実に努めます。
- ・ 道路維持の一部(除排雪、草刈等)について、住民との協働による維持の検討を行います。

###### (4) 道路環境の整備

- ・ 国道・道道を含む主要幹線道路の花壇整備、街路樹の植栽など、景観形成の一環とした住民との協働による「みんなで作るみちづくり」に努めます。
- ・ 住民とのパートナーシップ事業を積極的に推進するよう努めます。

### 3 公共交通

#### 現状と課題

##### 《公共交通》

昭和 62 年の旧国鉄土幌線の廃止後は、民間乗合バスが運行されていますが、自家用車の普及や沿線自治体の過疎化・少子化により利用者が減少しています。子どもや高齢者、障がい者などの交通弱者にとっては、乗合バスが残された唯一の公共交通機関となっています。

公共交通機関の確保対策として、地方バス制度による運行費の補助（国・道・沿線自治体）を行っています。

乗合バス事業は、国の\*需給調整規制(交通分野における参入規制)の廃止など大幅な制度改正が行われ、沿線自治体の負担が大幅に増加することから、利用実態に応じた路線の再編が必要となります。

#### 基本方針

住民の足である公共交通機関の確保に努めます。

#### 主要施策

##### 1) バス路線の確保

###### (1) 民間バス

- ・沿線自治体及びバス事業者と連携し、路線の再編を行います。
- ・運行費補助によるバス路線の確保をはかります。

###### (2) 町有バス

- ・町内における交通弱者の足を確保するため、町有バスの適正運行をはかります。

## 4 住宅、水道・下水道

### 現状と課題

#### 《住宅》

土幌町の住宅状況は、平成 17 年の国勢調査では、一般世帯数 2,351 戸のうち持ち家 1,545 戸 (65.7%)、借家 610 戸 (25.9%)、給与住宅 190 戸 (8.1%)、間借り 6 戸 (0.3%) となっており、持ち家の比率が十勝管内平均 (57.9%) を上回っています。

近年、民間賃貸アパート(167 戸)の建設が進み、单身者を中心として多くの定住につながっており、これらの増加状況を見極めながら、公営住宅の整備を進める必要があります。

#### 〈公営住宅の整備〉

町営住宅の管理戸数は、平成 22 年度末見込みで、公営住宅、特公賃住宅、かしわ荘を含め 445 戸となっています。このうち、南百戸団地の一部を政策空き家に位置づけており、この有効な活用の検討が必要となります。空家は、ここ数年民間アパートの増加もあり増加傾向にあります。町営住宅は、老朽化を遅らせるなど計画的な修繕を行い、その居住水準を保持していくことが不可欠となります。

#### 〈勤労青少年アパート（フレンドハウス）〉

勤労青少年アパートは、平成 21 年度より高原寮の廃止に伴い、高校生の受け入れを開始しています。入居率は、80%程度で推移し安定しています。また、現状の施設を維持しつつ、低料金、食事付などの特長を生かした運営をしていくことが必要です。

#### 《水道》

土幌町の水道施設は、簡易水道事業として土幌、新田、朝陽の 3 地区を運営管理しています。

#### 〈簡易水道〉

土幌地区については、土幌区域(土幌市街・中土幌市街)と中央区域(土幌北地区・中土幌地区の一部、土幌西地区)の 2 つの施設で運営しています。しかし、近年は使用水量が増加していることと併せ、施設の老朽化が進んでいることから、安定した給水を確保するために改修事業を行います。この事業により施設の規模は、計画一日最大給水量が現状の 1,915 m<sup>3</sup>から 2,690 m<sup>3</sup>となり、配水方法もポンプによる加圧式から自然の勾配を利用した自然流下方式となります。

新田地区については、簡易水道事業と\*道営営農用水事業(農業に必要な農業用水を整備する事業)との合併事業が完了したことにより、安定した給水を行っております。

朝陽地区については、朝陽区域(下居辺地区・本別町、上土幌町、池田町の(一部)と西堀田区域(上居辺地区・佐倉地区・土幌南地区の一部)の 2 施設に分けられます。西堀田区域については、簡易水道事業と道営営農用水事業との合併事業が完了したことにより、安定した給水を行っております。朝陽区域については、使用水量が増加していることと併せ、防災上の観点から新たな水源を検討する必要があります。

《下水道》

下水道は、生活環境改善や自然環境の保全に重要な役割を果たし、今や住民が健康で安全かつ快適な生活をするうえで必要不可欠な基盤施設です。土幌町では、特定環境保全公共下水道事業(土幌市街昭和 54 年供用開始)、\*農業集落排水事業(農村地域の下水道施設を整備する事業、中土幌市街昭和 62 年供用開始)として整備を行い、帯広市を除けば十勝で最初に下水道が普及しました。

〈特定環境保全公共下水道〉

土幌市街の下水道事業は、農村総合モデル事業として一部を竣功、昭和 54 年に供用開始し、区域拡張後は特定環境保全公共下水道として整備を行い、現在の整備状況は処理区域全体面積 203ha の内 124ha (整備率 61%)、処理人口 3, 245 人 (普及率 75. 5%)、水洗化人口 3, 195 人 (水洗化率 98. 5%) となっています。

今後、施設の老朽化が進む中、放流水排出基準の改定に伴う認可変更のための長期的な改修計画を策定する必要があります。

〈農業集落排水〉

中土幌市街の下水道は、昭和 59 年から中土幌地区集落排水事業により実施し、昭和 62 年に供用を開始しています。現在の整備状況は処理区域面積 49ha (整備率 100%)、水洗化人口 745 人 (水洗化率 93. 5%) となっています。

また、処理場施設の老朽化に伴う施設機器の更新事業が完了し、安定した汚水処理を行っております。

下水道普及状況

(特定環境保全公共下水道事業) (土幌市街)

区 分 年 度	処理面積 (ha)	水洗化状況	
		人 口 (人)	普及率 (%)
平成 17 年	124	3,259	97.4
平成 18 年	124	3,230	97.7
平成 19 年	124	3,231	98.2
平成 20 年	124	3,173	98.1
平成 21 年	124	3,195	98.5

(農業集落排水事業) (中土幌市街)

区 分 年 度	処理面積 (ha)	水洗化状況	
		人 口 (人)	普及率 (%)
平成 17 年	49	786	91.0
平成 18 年	49	755	90.6
平成 19 年	49	758	91.4
平成 20 年	49	735	91.8
平成 21 年	49	745	93.5

資料：建設課

## 基本方針

居住水準を維持し、居住安定・定住をはかり、安心して暮らせるまちづくりをめざします。

安全で安定した水を供給できる水道施設の整備・更新、下水道・集落排水施設の整備・更新を進め、公衆衛生の確保・生活環境の改善に努めます。

## 主要施策

### 1) 公営住宅などの整備

#### (1) 公営住宅の整備促進

- ・老朽化を遅らせるため計画的に屋根・外壁・断熱などの修繕を進めます。
- ・居住水準を保持すべく住宅内部の修繕や住設機器の更新を進めます。
- ・高齢化に伴い増加傾向にある高齢者世帯の需要に対応できる住環境と住宅戸数の確保に努めます。
- ・老朽化と需要戸数、民間賃貸アパート数を考慮し、施設の更新を検討します。

#### (2) 勤労青少年アパート（フレンドハウス）

- ・現状の施設を維持しつつ、入居率の向上をはかり有効利用していくよう努めます。
- ・低料金、食事付など民営借家にはない特長をいかし、高校生などの入居を促進します。

### 2) 水道の整備

#### (1) 水道施設の充実

- ・安全で安定した水を供給するために、老朽化施設の計画的な改築、施設機器の更新、耐震化の検討を進めます。
- ・土幌町簡易水道は、水質の改善と水量の拡充のため、水源を含む水道施設を移転し安定供給を図ります。
- ・朝陽地区簡易水道は、水量の拡充と安定供給のため、新たな水源を模索し事業化を図ります。

### 3) 下水道の整備

#### (1) 下水道施設の充実

- ・安定した汚水処理を継続的に行うために、老朽化施設の計画的な改築、整備拡充、施設機器の更新を進めます。

#### (2) 浄化槽の設置

- ・農村地域の生活環境の改善をはかるため、合併浄化槽設置による汚水処理施設の整備を促進します。
- ・設置数は、402箇所・進捗率68%となっており、目標進捗率80%達成を目指し事業の推進を図ります。

## 第4章 賑わいや活力を創りだすまちづくり

### 第1節 ゆとりと活力ある農業・農村づくり

#### 1 農業

##### 現状と課題

###### 《農業》

典型的な純農村である土幌町は、基幹産業である農業が社会、経済を支えています。土幌町の農業は昭和30年代から計画的施策の展開、関係機関との協調、卓越した指導者の存在などにより、馬鈴薯の生産から加工にいたる一大コンビナートを形成し、さらに飼養頭数6万頭を数える酪農・畜産基地として全国に誇る農業王国に発展してきました。

しかし、経営規模拡大や生産性の向上が重視される中で、農業の生産活動に起因する環境問題の顕在化やBSE（牛海綿状脳症）の発生、食品の偽装表示など食の信頼を揺るがす出来事の発生、農業・農村を支える担い手の減少や高齢化など、さまざまな課題に直面しています。

また、WTO（世界貿易機関）交渉の進展や国における農政改革の推進など、農業を取り巻く情勢は大きく変化していますが、「食」と「環境」の時代といわれる21世紀こそ、本町の農業が、消費者やユーザー（実需者）の信頼に応えて、その潜在力を最大限に発揮し、さらに飛躍する機会でもあります。

持続的農業の発展のためには、積極的な土地基盤整備の実施及び技術力の向上などによる<sup>\*</sup>コスト（物を生産するのに要する費用、原価、生産費）の低減や品質の改善に努めながら、<sup>\*</sup>地域循環型農業の一層の推進をはじめ、「食」の安全・安心の確保、多面的機能の活用など、時代のニーズに対する新たな展開もはかりながら、効率的かつ安定的な農業経営を確立することが求められています。

##### ① 自然条件

土幌町は、十勝中央北部に位置し、太平洋岸より約100kmの内陸にあたるため大陸性気候を帯び昼夜における寒暖の差が大きく、かつ農耕期間が短いなど、農業生産面における気象上の制約を受けています。

地勢は全般に見てほぼ平坦であり、標高は最低で100m、最高1,250m、平均200mとなっており、この中で農用地として利用されているのは最高600m内外のところまでです。

土壌の大半は、湿性を帯びた火山灰土壌となっており、耕土の排水不良地が多く土地生産性が低いいため土地基盤整備の促進と、地力維持対策としての土づくりが課題となっています。

##### ② 農用地利用

本町の総面積25,913haの62.6%を占める16,237haを農用地として高度利用しています。

##### ③ 農家戸数

農家戸数は、昭和30年の1,017戸をピークに減少し、過疎化が急速に進行しましたが、その後、離農跡地の取得と未開墾地開発の促進によって、生産基盤が拡大され、個々の農業経営も安定してきました。

しかし近年、経営規模拡大に伴い農作業機械の大型化が進んだ一方で、担い手の減少や高齢化の進行などにより農家戸数は減少傾向にあります。

農家戸数及び農業人口の状況

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
農家戸数(戸)	561	531	517	496	449	414	400
農家人口(人)	2,695	2,642	2,641	2,463	2,267	2,099	
男	1,355	1,310	1,287	1,204	1,099	1,017	
女	1,340	1,332	1,354	1,259	1,168	1,082	
農業従事者数(人)	(100%) 1,269	(100%) 1,307	(100%) 1,278	(100%) 1,237	(100%) 1,139	(100%) 1,122	
15～29歳	(23.5%) 298	(18.7%) 245	(16.8%) 215	(12.8%) 158	(10.4%) 119	(9.9%) 111	
30～59歳	(71.5%) 908	(70.8%) 925	(70.8%) 905	(69.9%) 865	(70.0%) 797	(67.0%) 752	
60歳以上	(5.0%) 63	(10.5%) 137	(12.4%) 158	(17.3%) 214	(19.6%) 223	(23.1%) 259	

資料：農業センサス(平成22年は概数)

④ 作目別生産状況

作物構成の変遷は、本町の冷涼な気候など自然条件に適応する農作物の生産と酪農・肉牛の伸張により、生産体制が確立されてきました。

しかし、近年は輸入農畜産物や調整品の増加などによる需給の緩和や価格の低迷が続き、さらには特定作物への偏重による病害虫の発生や地力低下などの問題も発生しています。

主要作物作付面積及び家畜飼養頭数

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成21年
麦類 (ha)	1,610	2,240	2,500	2,110	2,350	2,450	2,620
馬鈴しょ (ha)	2,770	3,270	3,000	2,800	2,540	2,080	2,177
豆類	総数(ha)	2,137	1,270	1,289	1,539	1,686	1,950
	うち大豆(ha)	583	220	110	126	294	426
	小豆(ha)	651	620	578	791	880	909
	菜豆(ha)	903	430	601	622	512	615
てん菜 (ha)	1,950	2,310	2,320	2,360	2,350	2,360	2,280
デントコーン(ha)	990	1,350	1,340	1,520	1,670	1,660	1,730
牧草 (ha)	4,700	4,470	4,490	4,500	4,680	4,650	4,600
乳用牛(頭)	8,947	10,606	13,105	15,936	15,961	18,799	19,216
肉用牛(頭)	8,965	12,288	21,793	34,318	34,493	44,849	49,178

資料：産業振興課

## ⑤ 今後の課題

土幌町の農業は、近代的大規模経営を確立する中で発展してきましたが、これからは、国際化の進行など、農業情勢の変化に対応する生産体制の確立とあわせ、環境との共生、食の安全・安心の発信、多面的機能の活用など時代のニーズに対応し、持続的発展を可能とする構造基盤を構築していくことが重要となっています。

また、農業の基本である土地基盤整備を持続的かつ計画的に推進することも不可欠です。

## 基本方針

大規模集約的な農業を行うとともに高収益作物の蔬菜の導入を進め、これに対応した施設整備、土づくり対策、土地基盤整備を推進します。また、食料・農業・農村基本法の理念に則し、安心・安全な農畜産物を消費者・ユーザー(実需者)に提供できる生産性の高い経営体が地域農業の大半を占める農業構造を確立します。

農業後継者を確保するとともに、中核担い手農家の農地利用集積を進め、生産物の安定的な生産をはかります。さらに、高付加価値化を一層進め、生産加工・流通諸施設の近代化、省力化を周辺環境に配慮しながら発展させます。

老若男女すべてが向上心とそれぞれの役割、充実感をもって元気に活躍でき、\*地産地消や\*スローフード運動などにより食文化の形成と発信を行い、訪れた交流者には地域の魅力や癒しを提供する明るい農村づくりをめざします。

減農薬、減化学肥料など\*クリーン農業技術の開発や普及、家畜ふん尿や農業用廃プラスチックなど農業系廃棄物の適正な処理や有効利用を行い、また、自然環境や農村景観の保護・保全に努め、豊かな自然と調和の取れた農村環境づくりをめざします。

WTO農業交渉の進展や戸別所得補償制度の実施などの農業情勢の変化に対応するため農業関係機関・団体と連携を密にし、農業の振興ひいては農村としての発展をはかります。

## 主要施策

### 1) 農業の振興

#### (1) 環境と調和した生産活動の推進

- ・環境への負荷の少ない農業技術の開発や普及をはかるとともに、家畜ふん尿や農業用廃プラスチックなど、農業生産活動から生じる副産物や廃棄物の適正な処理(町有林内の廃棄物・石などの撤去含む)やリサイクルなどによる有効活用の推進をはかります。

#### (2) 土づくり対策

- ・交換耕作や有機物施用などによる地力の維持・増進をはかるとともに、輪作体系を確立し、生産性や品質の向上をはかります。

#### (3) 消費者ニーズに応える農業生産

- ・消費者の安全・安心などのニーズに応えるクリーン農業や有機農業・有機畜産を推進するとともに、農畜産物の安定的な生産・供給をはかります。

(4)\*ブランド化の推進

- ・農畜産物の差別化・高付加価値化に向けた地域独自の販売戦略を構築し、農業と関連産業との連携などによる個性豊かなブランドづくりをはかります。

(5)生産性の向上

- ・多収性品種の普及、機械化など農作業の省力化に向けた技術の普及、乳牛・肉牛の遺伝能力の改良と飼養管理技術の普及などにより生産性の向上をはかります。

(6)家畜衛生対策及び植物防疫対策の推進

- ・各種法定伝染病などの発生を予防し、安心・安全な生産物を消費者に提供するとともに、万一の発生時にも機敏に対応し農業者が経営不安とならないよう体制整備づくりに努めます。

(7)担い手の教育・育成

- ・後継者はもとより多様な新規参入者など、農業の担い手として、意欲と能力のある多様な人材の育成・確保をはかります。

(8)経営形態の改善

- ・新たな作目の導入による経営の複合化や経営の発展・安定に向けた農業金融対策などの推進をはかります。

(9)農業災害補償制度の充実

- ・農業共済事業の展開による農家経営安定の推進をはかります。

(10)効率的な経営

- ・交換分合や農地の権利移動による適切な農地利用を推進するとともに、認定農業者や農業生産法人などの育成に努めます。

(11)経営支援組織の育成

- ・\*コントラクターや\*酪農ヘルパーなど農業経営を支援する組織の育成により、地域全体としての農業のシステムづくりをはかります。

(12)\*アグリビジネスの振興

- ・地域の個性と資源を有効に活用した農業者などによる加工・販売への進出(6次産業化)や、\*ファームイン、\*ファームレストランの取り組みなどアグリビジネスの振興をはかるとともに、地域情報の積極的な発信などにより、農業を核とした地域おこしの推進をはかります。

(13)農村生活の充実

- ・ゆとりある空間の整備・保全や安全で快適な生活環境の整備など、誰もが安心して暮らせる環境づくりを推進するとともに、地域文化の保全・継承などの推進をはかります。

(14)\*グリーンツーリズムの推進

- ・美しい景観や新鮮でおいしい農産物など、地域の魅力を最大限に活かしたグリーンツーリズムの推進をはかります。

■コントラクター

農業経営の規模拡大や労働負担の軽減などのため、農作業を請け負う組織

■6次産業

農業などの一次産業が食品加工・流通販売にも業務展開している経営形態

(15)食による消費者と生産者の結びつきの強化

- ・地産地消や\*食育などを展開し、食卓と生産現場、都市と農村との距離を縮め、消費者と生産者が農業を守っていくという共通認識を醸成します。

(16)生産基盤の整備

- ・生産性の高い圃場の維持保全に努め、圃場内の過湿軽減、れき障害の緩和によりコスト低減、品質向上をはかるため、土地基盤整備の積極的な取り組みに努めます。
- ・耕地防風林の減少傾向が続いていますが適正な配置や管理を推進します。

## 2 林業

### 現状と課題

#### 《林業》

土幌町内の<sup>◎</sup>森林面積は5,731haです。所有者別の内訳は国有林149ha、町有林1,854ha、私有林等3,728haです。

木材価格の低迷や林業補助金の削減など林業を取り巻く環境は厳しく、森林所有者の造林意欲も衰退し、伐採後に造林が行われない伐採跡地や間伐が遅れた人工造林地が増加するなど森林の整備が課題です。

また、森林は木材生産のほかに水源かん養、防風など多様な公益的機能や二酸化炭素を吸収・貯蔵して地球温暖化を防止するなどさまざまな働きがあり、保安林については、公益的機能をより発揮させるための森林管理が求められています。

#### 〈治山〉

土石流や山地崩壊など山地災害防止のためには、森林のもつ公益的機能の発揮が重要であり、急傾斜地などの森林の保全、管理が課題です。災害発生の危険性の高い荒廃山地については、保安林の指定や保安林機能の強化、治山事業による森林整備、復旧についても課題になります。

◎ 森林面積：北海道水産林務部発行「平成 20 年度北海道林業統計」平成 21 年 12 月発行（平成 21 年 4 月 1 日現在）

#### 森林面積

	人工林	天然林	その他	総計
国有林 ha)	5	145		149
町有林(ha)	1,372	457	25	1,854
私有林等(ha)	1,931	1,414	382	3,728
計	3,308	2,016	407	5,731

資料：平成 20 年度北海道林業統計

(総計は「端数」の関係上積み上げ数と一致しない)

## 基本方針

森林は木材生産のほかに水源かん養、防風など多様な公益的機能資源を持つものであり、かけがえない大切な財産です。国の助成制度を活用して価値ある山づくりを推進します。

## 主要施策

### 1) 森林資源の育成

#### 森林資源の育成

- ・年次計画による町有林の造林、保育事業を推進します。
- ・森林組合など関係機関と連携して、民有林の無立木地に対する造林事業を推進します。

### 2) 森林資源の保全と活用

#### (1) 森林愛護思想の高揚

- ・林業体験学習などによる森林愛護思想の啓発及び緑化事業を推進します。

#### (2) 木材利用の普及・拡大

- ・建築資材としての活用拡大と間伐材の有効利用の促進に努めます。
- ・カラマツ材の加工技術の開発と需要の拡大に努めます。

### 3) 治山事業

#### (1) 森林と国土の保全をはかる山地災害防止の推進

- ・土石流や山地崩壊などの災害危険性の高い荒廃山地の保全に努めます。

## 第2節 魅力ある商工業と自然を生かした観光づくり

### 1 商業

#### 現状と課題

##### 《商業》

消費者ニーズの多様化、交通事情の改善、郊外型ショッピングセンターやコンビニエンスストアの進出、さらにはインターネットショッピングの普及などにより商業を取り巻く環境は大きく変化しています。

土曜町の商業（小売）の現況は、平成19年商業統計に寄れば商店数54店、従業員数259人で平成16年と比較して従業員数は増えたものの、商店数は減少しています。このことは、音更町木野地区への大型ショッピングセンター進出により、生鮮食品や衣料など日常生活用品を中心に地元購買力の流出が増大しており、流出率は50%以上と見込まれています。

これまで、商店街近代化事業、地域中小商業活性化事業、市街地総合再生事業、優良建築物整備促進事業などを積極的に導入し商店街の再開発を行い、さらには商店街活性化をはかるために共通商品券発行と併せガーデニング事業を実施し商業振興をはかってきました。

今後は顧客サービスの充実や店舗の魅力アップなどによる地元購買力の向上とともに、各種イベントの開催と連動した流入購買力の拡大を推進する必要があります。

業種別商店数、従業員数

		平成3年	平成6年	平成9年	平成12年	平成14年	平成16年	平成19年
総数	商店数(戸)	77	77	70	66	64	59	54
	従業員数(人)	278	321	326	273	339	226	259
卸売業	商店数(戸)	6	5	4	6	3	2	1
	従業員数(人)	26	30	39	8	4	3	2
小売業	商店数(戸)	71	72	66	60	61	57	53
	従業員数(人)	252	291	287	265	335	223	257

資料：商業統計調査

※従業員数は調査年において従業員対象範囲の違いがありますが、調査結果の数値を記載しています。

## 基本方針

顧客サービスの充実や個店の\*イメージアップによる地元購買力の向上とともに、商店街としての魅力が高まるよう努めます。

## 主要施策

### 1) 商業の振興

#### (1) 地域商業の振興と商店街活性化対策の推進

- ・ 町民が求める商店街づくりのための調査・研究を行います。
- ・ 地域商業のイメージを高めるためのPR活動を支援します。
- ・ 商店街の空洞化を解消するため、空き店舗の活用を推進します。
- ・ 憩いの場として快適な商店街づくりのための環境整備を支援します。
- ・ 商店街の独自性を生かした新たなイベント事業を支援します。
- ・ 商店街の将来を担う若手後継者や新規創業者など次代を担う人材を育成するための事業を支援します。
- ・ 消費者との接点強化とあわせ愛町購買運動を推進します。
- ・ 商工会との連携を密にし、商店街活性化のための各種活動を支援します。
- ・ \*地域通貨について多角面からの積極的な研修に対し支援します。
- ・ 農商工連携に向けた取り組みのために、商工会と連携を密に地域活性化のための調査研究に対し支援します。

### 2) 中小企業の経営安定の支援

#### (1) 中小企業者の経営安定のための支援対策の推進

- ・ 中小企業者が安心して融資を受けられるように融資制度の充実をはかります。
- ・ 商工会との連携をはかり、経営診断と経営指導を充実します。
- ・ 技術向上につながる研修を通じ、中小企業を担う人材を育成します。

## 2 工業

### 現状と課題

#### 《工業》

土幌町の工業事業所数は、11工場を数え、馬鈴薯加工処理施設、合理化澱粉工場、食肉処理施設など農畜産物を原料とする農協運営の食品加工が主体で、ほかは中小規模加工などが多く、段ボール工場、製粉工場、パーク堆肥製造、プレカット工場、アスファルトプラントとなっています。昭和45年には低開発地域工業開発促進法による地域指定を受け、町条例で工場誘致条例を設けて工場誘致の進展をはかってきましたが、この施策の目的も一定程度達成され、平成17年3月をもって廃止しましたが、企業立地促進法に係る法等に基づく各種支援措置を受けるため、平成21年1月に管内12町村と十勝支庁等の関係団体で構成する「とち田園地域産業活性化協議会を設立」し、産業集積の形成又は、産業集積の活性化に関する計画の同意を国から受けました。

これにより、「土幌町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税に関する条例」及び「土幌町企業立地促進条例」を制定し、新たな企業の誘致と雇用の拡大をはかります。

工業事業所・従業員数の推移

	事業所数(戸)	従業員数(人)
昭和50年	14	252
昭和55年	17	408
昭和60年	16	427
平成2年	16	579
平成7年	18	868
平成12年	12	791
平成15年	14	736
平成20年	11	641

資料：工業統計調査

## 基本方針

地場資源を生かした加工産業など、土幌町の資源や特性を活かした工業の振興に努めます。  
また、企業誘致や企業支援により地域活性化をはかります。

## 主要施策

### 1) 工業の振興

#### (1) 地域工業活性化対策の推進

- ・労働力の確保に向けた取り組みを推進します。
- ・地域工業のイメージを高めるためのPR活動を支援します。
- ・農業等の異業種交流による農業コントラクターなど新産業分野の開拓を支援します。
- ・地場産品を活用する企業誘致を推進します。
- ・地域工業の将来を担う若手後継者や新規創業者など次代を担う人材を育成するための事業を支援します。
- ・商工会との連携を密にし、地域工業活性化のための各種活動を支援します。

### 2) 中小企業の経営安定の支援

#### (1) 中小企業者の経営安定のための支援対策の推進

- ・中小企業者が安心して融資を受けられるように融資制度の充実をはかります。
- ・商工会との連携をはかり、経営診断と経営指導を充実します。
- ・技術向上につながる研修を通じ、中小企業を担う人材を育成します。

### 3 観光

#### 現状と課題

##### 《観光》

北海道の観光は、自然・景観・味覚などの自然条件に加え\*交通アクセス(交通の利便性)の充実、\*ライフスタイルの変化、余暇時間の増大といった社会的条件の変化を背景に、今や第1次産業に匹敵する産業に成長しています。

士幌町には従来これといった有力な観光資源がありませんでしたが、全道的にも有数の景観といわれる『士幌高原又プカの里』の人気の高まっています。

豊かな自然、十勝を一望できる景観、牧歌的な周辺環境を背景にロッジ、コテージなど\*アウトドア活動(戸外、野外の活動)の拠点として都市住民や青少年を中心とする愛好者が増えています。

平成11年に『道道士幌然別湖線』の未開削区間の整備は中止となり、従来、この道路の早期開通に視点を合わせた整備を進めてきましたが、今後は自然環境並びに自然体験を活かした構想に転換していく必要があります。

近年、特定の観光施設だけでなく、農村の広大で豊かな田園風景が観光資源として注目されており、ファームイン、ファームステイといった農村体験が新しい観光として発展しつつあります。士幌町でも『住んでよい町・訪ねてよい町』をキャッチフレーズにした快適環境づくりにおける農村景観整備や農家住環境改善と併せて、アンテナショップ「道の駅ピア21しほろ」の特産販売所を、多様化する観光客のニーズに対応するため施設を改修し機能を充実させる必要があります。また、グリーン・ツーリズムネットワークを中心とした農業体験実習の受入態勢を整備し、しほろ温泉プラザ緑風・道の駅しほろ温泉や、士幌高原又プカの里と連携した農村観光の新しい展開を目指していく必要があります。

## 基本方針

土幌の豊かな自然・農村景観・味覚などから観光資源を再発見し、体験型観光を確立するとともに、周辺地域と協力し広域観光を推進します。

## 主要施策

### 1) 観光の振興

#### (1) 観光事業の総合的な推進

- ・観光・物産・イベントなどの情報をインターネットや道の駅など多様な<sup>\*</sup>マスメディアを活用して積極的に発信します。
- ・周辺地域と協力連携し、広域観光を推進します。
- ・観光・物産の中核的組織である土幌町観光協会の活動を支援します。

### 2) 地域観光資源の活用

#### (1) 観光資源の再発見と魅力の創出

- ・土幌の豊かな自然・農村景観・味覚などから新たな観光資源を見だし、その魅力を高め、広く情報の発信に努めます。
- ・地域の特性を活かした新たな体験型観光を確立するとともに、農村体験組織の活動を支援します。

### 3) 観光拠点の整備

#### (1) 観光拠点の維持保全と快適かつ気軽に遊び憩うことのできる環境づくり

- ・土幌高原周辺及び土幌高原ヌブカの里施設の維持保全をはかります。
- ・下居辺交流施設（しほろ温泉プラザ緑風）及び附属施設の維持保全をはかり、滞在型観光客の誘導をはかります。
- ・道の駅（ピア21 しほろ・しほろ温泉）の観光案内機能を充実させ、施設の機能を向上させるため、施設改修の検討を行います。
- ・国道274 別線ルートを活かした地域連携による特産品販売・情報発信の推進を目指します。

## 4 雇用・労働・消費者生活

### 現状と課題

#### 《雇用・労働・消費者生活》

町内における労働市場は、全体的にはかなり不足気味で特に農業パート、食品加工場の工員にあっては町外に依存している部分が多い現状です。

このような中で、農業及び関連加工業の労働力の確保が必要とされています。

さらに、安定的に雇用する場の確保や新しい産業開発などによる雇用機会の拡充と多様化に取り組む必要があります。

このことから農業労働対策、商工労働対策、季節労働対策、勤労者福祉対策それぞれの部門に応じた研修事業、融資制度など雇用労働環境の改善について細かに支援する必要があります。

また、消費者意識の向上と消費者被害の防止に努めます。

### 基本方針

働く場の確保と雇用条件の向上をめざし、勤労者の労働条件や労働環境の向上をはかります。

情報提供、啓発活動の充実と消費者教育により、消費者の自立を促し、消費生活の安定と向上をはかります。

## 主要施策

### 1) 雇用対策の推進

#### (1) 雇用の拡大と確保対策の促進

- ・高齢者の急増、女性の職場進出や\*パートタイム就労(短時間労働)の増加など、労働市場の変化に対応した雇用の促進をはかります。
- ・\*Uターン、\*Jターン、\*Iターン希望者のニーズに対応するため、情報の収集・提供に努めます。
- ・安心して働くことができる労働環境をつくるため、関係機関と連携して労働条件など諸制度の情報提供に努めます。

### 2) 勤労者福祉の充実

#### (1) 勤労者の福祉対策の充実

- ・生活の安定と豊かでうるおいのある労働環境を確保するため、働く人たちの福利厚生の実施をはかります。
- ・労働者団体の活動を支援します。
- ・労働者福利厚生資金などの貸付制度の充実をはかります。

### 3) 失業者対策の推進

#### (1) 季節労働者や失業者の就業の場の確保や生活安定の支援

- ・季節労働者や失業者の就業の場の確保に努めます。
- ・季節労働者の生活安定のため、資金の貸付制度を実施します。

### 4) 消費者教育・啓発活動の推進

#### (1) 消費者教育と啓発活動の推進

- ・消費者が基礎的な知識を身につけ、主体的に責任を持って行動できるよう、消費者教育及び啓発活動の充実をはかります。
- ・エコに即応したライフスタイルの確立を目指して、消費者の意識の啓発に努めます。

### 5) 消費生活情報提供の推進

#### (1) 消費生活情報提供の推進

- ・消費者にわかりやすい消費生活情報の提供を行うため、広報紙、インターネットなどの\*情報メディア(情報伝達手段、マスコミ)の活用をはかります。
- ・高齢者の消費生活上のトラブルや情報化時代における電子商取引上の消費者トラブルなどを未然に防ぐため、消費者情報の提供に努めます。

### 6) 消費者活動の支援推進

#### (1) 消費者活動の支援推進

- ・消費者生活専門相談員と連携し、相談や講話を実施することによって消費者保護の体制作りに努めます。

## 第5章 みんなで考えみんなで行動するまちづくり

### 第1節 みんなでつくる住みよいまちづくり

#### 1 住民と行政の協働

##### 現状と課題

###### 《住民と行政の協働》

これまで公共サービスの提供はほぼ独占的に公共機関(役場や公益法人など)が行ってきましたが、地域主権による住民自治意識の高まり、住民ニーズの拡大、少子高齢化社会の進展、財政状況の逼迫などにより、公共機関だけによる公共サービスの提供が困難な状況となりつつあります。そうした中で、行政機関が担ってきた公共サービスの分野で、自主的・自律的な意思による公益活動を行う住民や団体が公共サービスの担い手として活動が行われるよう環境を整えることが行政の役割として重要な施策であると考えています。

このように、協働とは住民と行政が相互理解と信頼で、目的を共有し、連携協力することで地域の公共的課題を解決しようとする新しい考え方です。

町では平成15年度より地域住民がまちづくりに積極的に参画し、地域課題の解決、地域活性化を目的とした事業に対する助成制度として「まちづくり協働推進事業」を創設し、平成17年度からは公民館や町内会など地域の住民組織(コミュニティ団体)を対象とした補助金制度として「パートナーシップ推進交付金事業」を創設しました。

また、まちの憲法とといわれる「土幌町まちづくり基本条例」(平成21年条例第3号)を制定しました。その中では、住民と行政がそれぞれの役割や責務、情報の共有、町政への参加や協働のルール等、まちづくり全般に関する内容を規定したものです。

このような時代を迎え、住民と行政が自らの選択と責任に基づき、地域でお互いが助け合う社会のシステムを構築しより暮らしやすいまちを次世代に引き継いでいくことが求められています。

##### 基本方針

住民と行政の協働は、これからのまちづくりの柱として、あらゆる行政の分野に反映し、推進します。

## 主要施策

### 1) 自主活動による地域の活性化

#### (1) まちづくり協働推進事業の充実

- ・住民の参画、地域課題の解決、地域活性化にむけた事業の支援をします。

#### (2) パートナースhip事業の拡充

- ・対象事業の拡充をはかり、コミュニティ団体の活性化をはかります。

### 2) 協働推進の体制整備

#### (1) 意識づくり

- ・協働の取り組みを進め、地域の公共的な課題を解決するために、共に支えあう地域社会を築いていく意識づくりを高めます。

#### (2) 仕組みづくり

- ・協働について住民の理解を深め、効率的な協働の取り組みを進めるため、情報の共有や行政部門との連携を促進する体制整備や評価などの仕組みづくりを進めます。

#### (3) システムづくり

- ・積極的な情報発信とともに具体的な事例を積み重ね、協働の取り組みを評価し、新たな取り組みに生かしていくシステムづくりを進めます。

### 3) 土幌町まちづくり基本条例

- ・まちづくりの主役である住民と行政がまちづくりの目標を共有し、それぞれの責任と役割を認識して「協働のまちづくり」を推進します。

## 2 生涯学習

### 現状と課題

#### 《生涯学習》

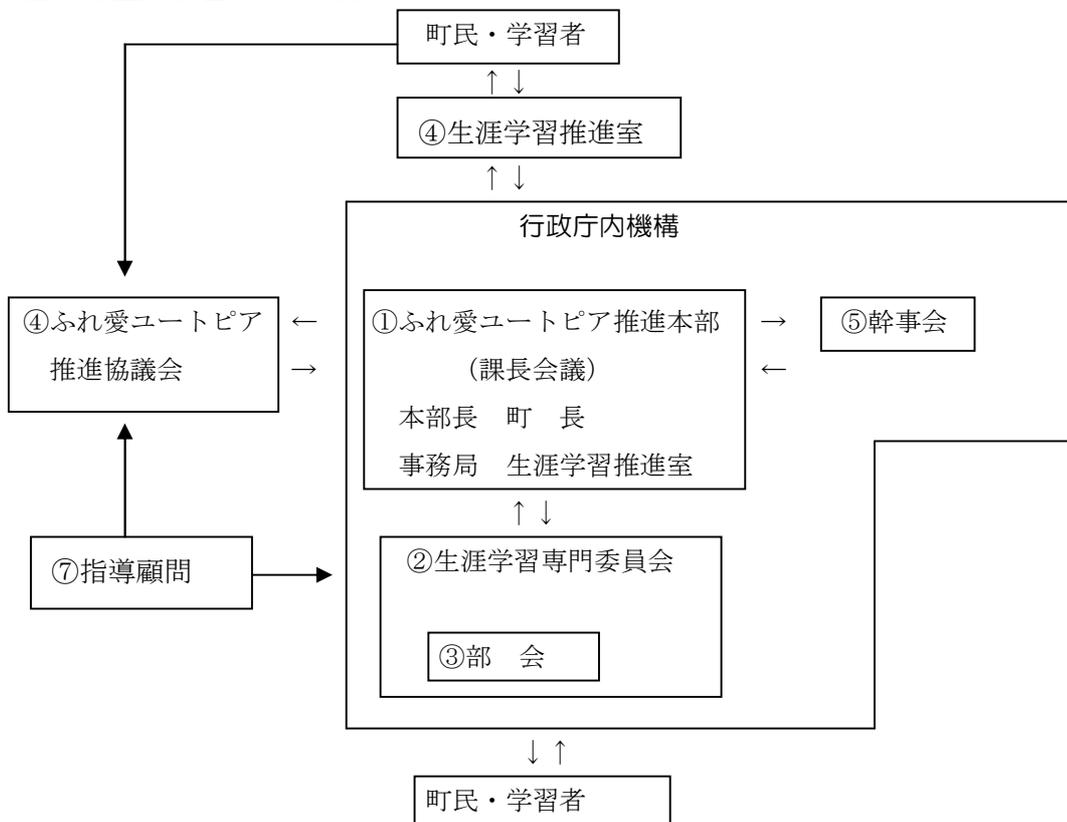
生涯学習は人々の生涯にわたる自発的な学習であって、学校や社会の中で意図的、組織的な学習活動として行われるだけでなく、人々のスポーツ活動、文化活動、趣味・レクリエーション活動、ボランティア活動などの中でも生涯学習は行われています。しかもその学習活動・内容は生活のあらゆる領域にまたがっていることから、総合的に幅広い計画が求められています。

土幌町では平成16年度より行政庁内機構として、「\*ふれ愛ユートピア推進本部」及び「生涯学習専門委員会」を設置し、生涯学習を総合的に進めるための中心的組織とし、基本的施策の確認や事業推進の総合調整をはかってきました。また、生涯学習社会を的確に構築していくための諮問、建議、審議機関として「ふれ愛ユートピア推進協議会」も設置し、生涯学習の環境づくりや生涯学習推進の地域リーダーとして活躍を図るべく協議を重ねましたが、地域リーダーとなりうる人材の育成については未だ十分な形になっていません。

少人数でも町民と行政が課題毎に情報交換できる場として実施している「出前講座」については、多くの団体や組織が利用しており、事業の定着が見られることから、継続していくことが重要であると思います。

今後は、地域リーダーの育成に向けた取組が課題であります。各種教室の自主的運営に向けた環境づくり等の推進など、社会教育活動をさらに発展させ、町民自らが学ぶための自主的活動の支援及び各種事業の啓発のさらなる推進に努めていきます。

土幌町生涯学習推進体制展開図



## 基本方針

自主・自立のまちづくり実現に向けて、町民の参画を積極的に進め、町民と行政による施策の検証、評価と活動計画の策定を行い、学び合いのまちづくりをめざします。

## 主要施策

### 1) 生涯学習の推進

#### (1) まちづくりと生涯学習

- ・生涯学習の理念は、まちづくり、人づくりの根幹を示す考え方として、生涯学習社会の構築に向けさまざまな事業に取り組んできており、まちづくりに欠かせない施策として推進します。
- ・町民と行政による施策の検証、評価、活動計画の策定を進めます。

#### (2) 生涯学習推進体制の充実

- ・行政庁内機構の連携及び活性化をはかり、地域リーダーの発掘及び育成に努めます。

#### (3) 生涯学習事業の啓発

- ・生涯学習ガイドブックの発行の継続及び各種啓発事業の実施に努めます。

#### (4) 参加機会の拡大

- ・「※出前講座」など、少人数でも町民と行政が課題ごとに情報交換できる場の拡大に努めます。

### 3 人材育成

#### 現状と課題

##### 《人材育成》

「まちづくり」を進めるのは「人」であり、人材育成はまちづくりを進める上で重要な課題です。

平成16年度より\*生涯学習支援バンク制度を開始し、町民がこれまでさまざまな経験や活動によって身につけた知識や技術、技能などを町民の生涯学習活動の場で活かし、町民相互が学び合い、認め合う豊かな地域社会の形成をめざしてきましたが、利用については低迷しています。

また、土幌町には、民間の力で活発に活動し発展している団体があり、そこには若い力を引き出す中心となる人材が育っています。

これからは、各種業種団体を育てることがまちづくりの基本となります。各団体のリーダー及び団体間を\*コーディネート(物事を調整し、まとめること)する人材の育成を進め、職種を超えた若者のエネルギーの方向づけをすることが必要です。

#### 基本方針

まちづくり活動の促進に向けたグループの育成・支援を進めるとともに、中心となる人材の発掘と養成に努め、自主的にまちづくりを実践できる地域をめざします。

#### 主要施策

##### 1) 人材の育成

###### (1) まちづくり人材の育成

- ・人材育成のための各種研修会などの参画を促進し、まちづくりのリーダーとなる人材の発掘と養成に努めます。

###### (2) まちづくりグループの育成

- ・まちづくり活動の中心となるグループの育成に努めます。
- ・町民による自主的なまちづくり活動の促進と活動の輪を広げるため、まちづくり協働推進事業の利活用の推進などによりまちづくり活動を支援します。

## 4 コミュニティ

### 現状と課題

#### 《駐在区》

生活が豊かである反面、都市化の進展や核家族化の進行などにより地域社会におけるふれあいや人間関係は希薄になっています。しかし、高齢化社会の進行により地域におけるふれあいや助け合いなど、地域の連帯を高めることはますます重要になっています。

平成17年度から実施したパートナーシップ事業により、コミュニティの自主性及び個性を尊重した地域のための各種活動がより一層推進されることが期待されています。

しかし、駐在区の規模の格差が大きく、これまで農村部において適正規模への統合を進めてきましたが、世帯数が少ない駐在区が統合した現在の駐在区で自治活動が展開しづらいという状況もあります。今後は農村地域、市街地域の現状を考慮し望ましい駐在区規模についての検討を進め、活発な駐在区活動の展開をはかることが必要です。

#### 《公民館》

公民館活動については、個人の活動が主体となり、地域活動に参加しない住民が多くなりつつあります。各世代が参加しやすい魅力ある事業の開催を地域単位で考え、行政と地域とが連携し、より一層の啓蒙活動に努め参加者を増やしていくことが必要です。

本町の※コミュニティ活動に対する支援は、一般的な活動助成のほか、花いっぱい運動や地域ふれあい活動などに対する支援を維持し、地域住民がパートナーシップ事業を活用してより自主性を発揮することが重要です。

### 基本方針

駐在区の適正規模についての検討を進め、地域活動の発展に努めます。  
公民館活動の自主性を尊重し魅力ある地域活動を支援します。

### 主要施策

#### 1) コミュニティ活動の支援・充実

##### (1) 駐在区組織の充実

- ・駐在区の適正規模の検討と地域活動の充実に向けた支援を進めます。

##### (2) 公民館活動の充実

- ・パートナーシップ事業を推進し、地域の独自性を高めた参加しやすい事業の展開を支援します。
- ・地域の自主的活動を支援します。

## 5 男女共同参画

### 現状と課題

#### 《男女共同参画》

本町では多くの女性が労働に携わり、家庭や地域の担い手として大きな役割を果たしています。しかし、町民の意識には家庭、職場、地域において男女間の不平等を感じている状況も存在しており、男女参画に向けた一層の努力が求められています。

少子高齢化や社会情勢の急速な変化に対応し、誰もが生き生きと安心して暮らせる豊かで活力に満ちた土幌町を築いていくためには、男女が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成は欠くことのできないものです。

今後は、制定された土幌町男女共同参画推進条例の啓発に努めるとともに、\*7つの基本理念に基づき、町、町民、事業者、教育関係者が協力しあい基本計画に沿った施策を総合的かつ計画的に進めて行く必要があります。

#### 女性の登用率の推移

	審議会 等数	うち女性 委員を 含む数	総委員 数	うち女性 委員等数	女性比率 (%)	委員会 等数	うち女性 委員を 含む数	総委員 数	うち女性 委員等数	女性比率 (%)
H14	17	12	199	17	8.5	6	2	35	2	5.7
H15	17	12	200	22	11.0	6	2	35	2	5.7
H16	17	12	200	22	11.0	6	3	35	3	8.6
H17	15	12	188	20	10.6	6	4	35	5	14.3
H18	18	13	206	32	15.5	6	4	34	5	14.7
H19	27	18	346	52	15.0	6	4	34	6	17.6
H20	27	18	347	53	15.3	6	3	34	5	14.7
H21	27	18	341	53	15.5	6	3	31	5	16.1
H22	27	19	341	59	17.3	6	3	31	5	16.1

資料：総務企画課総務 G

	女性公務員の状況（各年4月1日現在）					
	職員総数	うち女性 職数	女性比率 (%)	うち管理職		
				管理職総 数	うち女性 管理職数	女性比率 (%)
H14	271	129	47.6	24	1	4.2
H15	225	113	50.2	27	3	11.1
H16	233	116	49.8	28	3	10.7
H17	223	110	49.3	38	3	7.9
H18	205	98	47.8	39	4	10.3
H19	195	100	51.3	34	3	8.8
H20	202	102	50.5	31	2	6.5
H21	189	94	49.7	20	1	5.0
H22	189	96	50.8	19	1	5.3

## 基本方針

男女が互いの人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会づくりに努めます。

## 主要施策

### 1) 男女共同参画の推進

#### (1) 男女人権の尊重

- ・ 女性への差別や暴力などをなくす啓発活動や相談体制の充実をはかります。
- ・ 男女共同参画の視点にたった表現（情報）への配慮に努めます。

#### (2) 社会における制度慣行の配慮

- ・ 家庭生活(家事、育児、介護など)での男女平等の意識の醸成をはかります。

#### (3) 施策立案、決定への共同参画

- ・ 審議会等委員への女性登用率を基本計画に定められた目標値(当面は30%)への到達をめざします。

#### (4) 家庭生活と他の活動両立

- ・ 子育て支援、介護支援策の充実により働き続けられる環境整備に努めます。

#### (5) 生涯にわたる健康生活への配慮

- ・ 妊娠、出産、高齢期における健康づくりへの支援に努めます。

#### (6) 教育及び学習における男女共同参画配慮

- ・ 学校教育において男女平等・人件尊重の視点に立った教育の推進に努めます。
- ・ 地域における各種講座の開催に努めます。

#### (7) 国際社会における取組への配慮

- ・ 国際的な取り組みに対する協力、配慮に努めます。

## 6 広報広聴

### 現状と課題

#### 《広報広聴》

毎月発行の広報「しほろ」には、病院だよりも取り入れ総合誌的な広報誌づくりに取組、お知らせ版の「役場だより」を毎月2回発行し、町民広報活動及び住民啓発を実施しています。しかし、全町民に読まれているとはいえない状況もあり、読まれる広報誌づくりの工夫や、町民に広報誌などの重要性を理解してもらうことが必要です。

広聴活動においては、春と秋に開催の町づくり懇談会は各地区の意見・要望などを取り入れる機会として大変重要であり、今後も継続した開催が必要ですが、参加者の固定化や参加人数の減少などの課題も見られることから今後の実施方法についての検討が必要と思われます。また、各組織などとの「町長とのふれあいトーク」の開催や「ユートピアメール」の活用により広く町民の声を反映させる機会を設けていますが、利用者が少なく今後の利用拡大に向けた検討が必要です。

### 基本方針

広報広聴活動を充実し、住民が積極的に参加しやすい行政推進と情報の共有化に努めます。

### 主要施策

#### 1) 広報広聴活動の充実

##### (1) 広報活動の充実

- ・見やすい、読みやすい、わかりやすい「広報誌」「役場だより」の発行に努めます。
- ・各種申請手続きなども利用できるホームページの充実に向け、ホームページの更新の検討が必要と思われます。

##### (2) 広聴活動の充実

- ・各種懇談会、ユートピアメールによる住民要望、意見、提案への適切な対応と把握に努めます。
- ・町づくり懇談会の実施方法について検討し、より多くの住民の声を聞く機会の拡充に努めます。

## 第2節 効率的で透明性の高い行財政運営

### 1 行政体制

#### 現状と課題

##### 《行政体制》

分権型社会において、地域における総合的な行政主体として高度化・多様化する住民の行政ニーズに対応し、住民に身近な行政サービスを提供するという役割はますます増大してきており、地域におけるさまざまな課題を自らの判断と責任において自主的・主体的に解決できる行政組織体制が求められています。

現在、町の行政組織は、グループ制導入の推進により、本庁は4課1室4局、出先は教育委員会（1課）、高校、認定こども園、病院、特養ホーム、総合福祉センター、車両センター、学校給食センターの職員数218名（平成22年4月1現在）となり平成17年度と比較して34人の減員となる中で運営しています。今後グループ制の効果についての検証を行いより業務の効率化を目指した行政体制づくりを推進します。

国・地方を通じて悪化する財政事情の中、少子高齢化の急速な進展により、新たに住民や<sup>\*</sup>NGO（非政府組織）・NPO・企業などが行政と協働した各種行政サービスを行う供給システムづくりが求められており、地方の行政運営を担う組織への構築が必要になります。

また、道では地域主権型社会を構築していくため、道州制をめざした取り組みを進めています。住民に最も身近な市町村が行政サービスの中心的な役割を担うことになり、道から市町村への事務・権限の委譲が進みつつあります。

#### 基本方針

行政需要の多様化、高度化に即応できる行政組織・機構の改革を進めるとともに、職員の能力向上と事務の近代化による柔軟かつ効率的な行政運営をめざします。

行政情報を積極的に提供するとともに、町民の声を町政に反映させるため多様な意見収集システムを構築し、町民と行政が情報を共有化することをめざします。

住民への分かりやすさ、速やかな意思決定・対応などの観点から、簡素で効率的な組織体制をはかります。

## 主要施策

### 1) 計画的な行政の推進

#### (1) 横断的な行政運営の確立

- ・各個別分野の計画づくりや重点事業の遂行に関係部署が連携し取り組むプロジェクト体制を構築し、敏速かつ横断的な行政運営に努めます。

### 2) 行政改革の推進

#### (1) 組織・機構の見直し

- ・住民サービスの需要の変化や権限移譲に対応した行政機構や事務分掌の随時見直しをはかります。
- ・各種審議会などの改廃・再編を進めます。
- ・道州制、支庁制度改革に伴う事務・権限の委譲に対応できる効率的かつ機能的な組織・機構を構築します。

#### (2) 職員の適正配置

- ・適正な人材確保、人材登用を行います。
- ・職員定数の適正化に努めます。

#### (3) 事務事業の見直し

- ・第3期行政改革推進大綱に基づき事務事業の見直しを徹底的に行います。

### 3) 職員の能力向上

#### (1) 研修強化と人事交流の推進

- ・職員研修機会の拡充と国・道との人事交流を行います。

### 4) 事務の効率化

#### (1) 民間活力の導入

- ・民間活力の導入による効率的な行政運営を進めます。

#### (2) 窓口サービスの向上

- ・窓口における事務手続きの簡略化・迅速化をはかります。
- ・窓口の総合化を調査研究し、窓口サービスの向上に努めます。
- ・OA化、ネットワーク化による事務の効率化をはかります。

### 5) 行政組織の※スリム化(統廃合)と適正配置

#### (1) グループ制の導入

- ・グループ制の導入により業務運営を柔軟に行い、業務の繁閑に応じ、弾力的な職員配置や事務配分を行うなど限られた人員の有効活用をはかります。

#### (2) 組織のスリム化

- ・課(局室)の統廃合による事務などの効率化、施策決定の迅速化をはかります。

## 2 財政運営

### 現状と課題

#### 《財政運営》

行政運営の基盤となるものは健全な財政運営ですが、現在も続く景気低迷は一向に回復の兆しはない中で国・道から市町村への権限委譲の推進、市町村に対する国・道の関与の整理・合理化が積極的に進められており、今後、現在の財政状況は税收などの適正な財源の確保を行うとともに効率的かつ計画的な運営がますます重要となっています。

歳出において、第4期町づくり総合計画において実施した町立病院の改築をはじめとする各種大型事業により、それらの財源となった町債の償還が著しく増加しており、人件費や扶助・補助経費とともに経常収支比率を高める要因となり、財政の硬直化が懸念されるところです。特に町債の未償還残高は平成16年度に100億円超と大幅に増加していましたが、現在は、行政改革の推進により平成21年度で82億円となり、一定の成果が出ています。

歳入については、町税を始めとする経常的収入が減少傾向にあり、特に歳入の半分近くを占める地方交付税も我が国の経済情勢から、大幅な減額が予想されています。

一方、特定目的基金残高は平成21年度末で29億円となり、それぞれの目的に応じた財源として積み立てられています。

今後は、第3期行政改革推進大綱をはじめとする各種改革実施するなかで、建設事業などの各種事業の適正な選択に努めます。また、経常経費の縮減、\*公債費負担の適正化などにより一層健全な財政運営に努める必要があります。

平成21年度一般会計収支状況 (単位 万円)

(収 入)			(支 出)		
項 目	予算額	収入済額	項 目	予算額	支出済額
町 税	81,540	90,562	議会費	7,237	7,201
地方交付税	350,510	350,510	総務費	108,645	104,042
分担金及び交付金	20,399	18,455	民生・衛生費	194,854	178,075
使用料及び手数料	12,520	12,089	商工・労働費	31,236	30,481
国庫支出金	95,244	70,174	農林業費	251,478	207,711
道支出金	196,891	176,461	土木費	67,097	61,230
財産収入	10,151	10,536	消防費	22,330	22,131
町 債	82,040	67,010	教育費	136,458	112,140
諸収入	16,548	18,027	公債費	128,187	125,867
その他	88,107	66,464	その他	6,428	5,300

資料：総務企画課企画 G

## 基本方針

土幌町の将来を見通した効率的かつ効果的な町政施行をはかるため財政基盤の強化と財政健全化の推進に努めます。そのため、財政計画の見直しや受益者負担の適正化をはじめ財政構造の安定化を促進します。

また、政策・事業などの重要度、緊急度を十分に考慮した上で、優先順位を明確にし、限られた財源での重点的かつ効率的な町政執行に努めます。

財政計画に裏付けされた事業計画を徹底します。

## 主要施策

### 1) 計画的な財政運営

#### (1) 総合計画や各種計画と財政計画との連動

- ・第5期町づくり総合計画、第3期行政改革推進大綱などに基づく長期財政計画を策定します。
- ・実施計画と財政計画の整合性をはかります。
- ・計画の進行状況を公開していきます。

#### (2) 効率的な財政運営

- ・経常経費の節減、合理化を推進します。
- ・各種団体などへの補助金・助成金の見直しをはかります。
- ・特別会計、事業会計の独立採算化に努めます。
- ・投資的経費の効果的な運用に努めます。
- ・町債の借入抑制による公債費負担の計画的な縮減に努めます。
- ・各種基金の効果的かつ適正な運用に努めます。
- ・町有地の未活用地の有効活用をはかります。

### 2) 財源の確保

#### (1) 自主財源の確保

- ・地場産業の振興により税収入の向上をはかります。
- ・町税の適正な課税と徴収に努めます。
- ・※コスト意識(原価、物の値段に対する意識)を持ち、財源の確保に努めます。
- ・国庫補助制度などにおける財源確保に努めます。

### 3) 受益者負担の適正化

#### (1) 受益者負担の原則の確立

- ・受益者負担の原則に基づき、適正な使用料・手数料の徴収をはかります。

#### (2) 行政サービスのあり方

- ・行政サービスのあり方を検討し、行政と住民の役割分担の明確化に努めます。

### 3 広域行政

#### 現状と課題

##### 《広域行政》

自動車の普及と交通・通信網の発達により、住民生活圏が飛躍的に拡大しています。また、近年の複雑・多岐にわたる行政課題を効率的に解決するために、自治体を越えた広域的な行政体制が求められています。

十勝では、平成元年に全市町村による十勝圏複合事務組合が設立されており、その他北十勝4町（音更・鹿追・士幌・上士幌）による広域消防体制や、介護保険の認定審査会、2町（士幌・上士幌）によるゴミ処理及び資源リサイクル事業が進められています。

一方、国においては、平成11年に市町村合併特例法を大幅に改正し、強力に市町村合併推進をはかり、全国の市町村数は平成11年3月末3,232が、平成18年3月末現在で1,822となりました。

本町においては、平成15年7月に上士幌町との任意合併協議会を設立し協議を重ねましたが、平成16年6月に解散しました。

十勝管内においては、音更町、清水町を除く1市14町3村が合併協議会を設置し、合併協議が行われましたが、旧合併特例法の適用を受けての市町村合併は、幕別町と旧忠類村の1町1村となりました。

しかし、地方財政は厳しい環境の下にあり、その先行きも不透明であることから、効率的で効果的な行政運営が一層求められています。

平成20年8月に十勝圏広域連携推進検討会議が設置され、管内全市町村の効率的な行財政運営をめざして、消防の広域再編、職員研修の検討に加え、あらゆる分野での事務の共同処理について広域連携の可能性について検討しているほか、定住自立圏構想部会を設置し管内19市町村の参加・協力のもと、連携の可能性についての調査・研究が進められている。

#### 基本方針

町民の生活圏拡大の対応やより効果的・効率的な行政を進めるため、十勝及び近隣町村との広域的な連携を積極的に展開するとともに、道州制や定住自立圏構想など地方自治を取り巻く環境の変化を踏まえながら十勝の一体的な発展をめざします。

#### 主要施策

##### 1) 広域行政の推進

###### (1) 広域行政体制の確立

- ・ 広域行政を積極的に推進し、効率的な行財政運営をめざします。

##### 2) 広域的な連携の強化

###### (1) 広域的な連携事業の推進

- ・ 各自治体で共通・重複する事務事業の共同処理を進めます。

##### 3) 十勝圏における定住自立圏構想の取組

###### (1) 中心市宣言を行った帯広市との協定